

一般会計予算審査特別委員会文教福祉分科会会議録

1 日 時 令和7年3月10日（月曜日）
開会 午後 1時00分
閉会 午後 5時41分

2 場 所 第1委員会室

3 出席又は欠席した委員の氏名

(出席)	委員長	溝 手 宣 良	副委員長	山 名 正 晃
	委 員	小 野 耕 作	委 員	仁 熊 進
	〃	萱 野 哲 也	〃	村 木 理 英
	〃	頓 宮 美津子		
(欠 席)	なし			
(その他出席者)	なし			

4 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

議会事務局長	西 村 佳 子	同次長	宇 野 裕
同主幹	岩 佐 知 美		

5 説明のため出席した者の職氏名

副市長	中 島 邦 夫	政策監	難 波 敏 文
総合政策部長	梅 田 政 徳	財政課長	岡 真 里
文化スポーツ部次長兼生涯学習課長	小 原 純		
スポーツ振興課長	高 谷 正 樹	文化芸術課長	岡 本 紀 子
保健福祉部長	横 田 優 子	健康医療課長	白 神 洋
健康医療課主幹	今 若 睦 也	健康医療課主幹	竹 下 あけみ
福祉課長	小 野 玲 子	こども課長	木 田 美 和
長寿介護課長	小 原 靖 子		
教育長	久 山 延 司	教育部長	江 口 真 弓
教育総務課長兼地食べ学校給食センターえがお所長	藤 原 直 樹		
教育総務課主幹	高 谷 直 樹	教育総務課主幹	佐 藤 亘
部活動地域移行推進室長	矢 吹 慎 一	学校教育課長	村 山 俊
学校教育課主幹	伊 藤 隆 広	こども夢づくり課長	大 西 隆 之

6 付議事件及びその結果

議案第24号 「令和7年度総社市一般会計予算」のうち本分科会に分担された部分

(結 果) 取りまとめを行ったところ、委員から「そうじゃ吉備路マラソン大会経費について、議会事務事業評価の提言に即した附帯決議を付すべき」という意見、「当局の答弁により、マラソン実行委員会へ内容を見直して協議するという発言を重く受け止める。」との意見が述べられた。

7 議事経過の概要

別紙のとおり

8 その他必要な事項

別紙のとおり

開会 午後1時0分

○溝手宣良委員長 ただいまから一般会計予算審査特別委員会文教福祉分科会を開会いたします。

では、議案第24号 令和7年度総社市一般会計予算のうち、本分科会の担当する部分の審査を行います。

なお、審査順序は歳出から歳入、債務負担行為及び地方債の順に行いますので、御了承願います。

予算調書を活用しての質疑は、まずは調書のページ数を言っていただき、次に款、項、目、事業名を言った後、主要な事務事業の概要の内容を限定してから質疑に入っていただくようお願いいたします。

まず、歳出、第2款総務費から第4款衛生費のうち、本分科会の担当する部分の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

スポーツ振興課長。

○高谷正樹スポーツ振興課長 議案第24号 令和7年度総社市一般会計予算につきまして、当分科会所管の部分について御説明申し上げます。

便宜、歳出から御説明申し上げますので、予算書の84、85ページを御覧ください。

第2款総務費、第1項総務管理費、第6目財産管理費、第24節積立金のうち、説明欄の一番下に記載の人材育成山本あすなろ基金積立金1億3,000万円は、本市市民の山本啓典氏及び紀久子氏からの寄附金につきまして基金を創設し、積み立てようとするものでございます。

続きまして、予算書の94、95ページをお開きください。

第2款総務費、第1項総務管理費、第16目諸費、第22節償還金、利子及び割引料、学校給食費実費徴収金過年度還付金8万円につきましては、過年度分における給食費の還付申請があった場合の還付金でございます。

続きまして、第17目マラソン振興費3,722万9,000円につきましては、2026そうじゃ吉備路マラソンの開催に要する経費で、第8節旅費は協定に基づく交流派遣事業に必要な費用弁済等でございます。第10節需用費は、スポーツ振興課が所有しております公用車の燃料代、車検代が主なものでございます。第18節負担金、補助及び交付金3,600万円は、吉備路マラソン大会共催負担金でございます。

○溝手宣良委員長 福祉課長。

○小野玲子福祉課長 続きまして、民生費を御説明申し上げますので、108、109ページをお開きください。

第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費の本年度予算額31億3,444万5,000円は、職員等の人件費、福祉課所管施設の維持管理経費、民生委員に係る経費、また権利擁護事業、生活困窮者自立支援事業、ひきこもり支援事業などの業務委託に要する経費、福祉関係団体への補

助金、各特別会計への繰出金などがございます。

主なものとしまして、第2節給料から第4節共済費までは、福祉課、こども夢づくり課等の職員37人分の人件費でございます。第10節需用費から、次のページ、110、111ページの第13節使用料及び賃借料までの主なものは、総社ふれあいセンター及び清音福祉センターの維持管理に係る経費や、109ページに戻りますが、委託料のうち主なものは説明欄下から六つ目の市民後見推進事業実施委託料から権利擁護センター設置委託料までは、それぞれ事業を社会福祉協議会へ委託するものでございます。

110、111ページに戻っていただきまして、第18節負担金、補助及び交付金の主なものですが、上から二つ目、民生委員協議会運営補助金は、民生委員、児童委員の活動等に係る補助金、その二つ下、岡山県後期高齢者医療広域連合負担金は、後期高齢者医療制度の運営に係る総社市分の負担金、その一つ下、療養給付費負担金は、後期高齢者医療の療養給付費の一部を負担するもの、その一つ下、総社市社会福祉協議会運営補助金は、職員の人件費等に対する補助金でございます。第27節繰出金は、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の三つの特別会計への繰出金で、説明欄に記載のとおり、それぞれの用途により一般会計から繰り出すものでございます。

続きまして、114、115ページをお開きください。

同款、同項、第4目国民年金費の本年度予算額348万4,000円は、国民年金に係る国からの法定受託事務に要する経費で、第1節報酬から第8節旅費までの会計年度任用職員1名分に係る経費が主なものでございます。

次に、第5目障害福祉費の本年度予算額21億2,760万8,000円は、障害者総合支援法に基づく障がいに関する医療や福祉サービス、福祉用具などに係る自立支援給付費等や手当等の支給など、障がいのある方への様々な事業に要する経費でございます。主なものは、第1節報酬から第8節旅費までは、手話通訳の方1名に係る経費で、第11節役務費は障害者医療や障害福祉サービス給付に係る審査支払手数料でございます。第12節委託料の主なものでは、上から二つ目の障がい者就業・生活支援事業委託料で、障がい者千五百人雇用センターの運営委託、またその一つ下の基幹相談支援センター事業委託料につきましても、基幹相談支援センターの運営等の委託と発達障がい者への支援コーディネーターを総社市社会福祉協議会に配置するための委託料でございます。

続いて、116、117ページをお開きください。地域活動支援センター事業委託料は、通所による援護事業等を総社市社会福祉協議会、れんげ福祉会とあゆみの会へ委託するものでございます。一つ飛んで、日中一時支援事業委託料は、障がい者、障がい児の家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を図るため、障がい者、障がい児を預かり、社会生活への適応のために必要な訓練等を行う事業を施設等へ委託する経費でございます。第19節扶助費では、説明欄の上から二つ目、紙おむつやストーマ装具等の日常生活用具の給付費、その下、重度の障がい者、障がい児の医療費の自己負担分の一部を助成する障害者医療費、またその二つ下、日常生活において常時介護を必要とする障がい者・児に対する特別障害者手当及び障害児福祉手当、四つ飛ばしまして、人

工透析治療などの医療費の一部を助成する更生医療費、下から二つ目、生活介護や就労支援A型、B型、グループホームで日常生活上の援助等を行う共同生活援助といった障害福祉サービスに係る給付費が主なものでございます。

障がい福祉についての説明は以上でございます。

○溝手宣良委員長 長寿介護課長。

○小原靖子長寿介護課長 続きまして、116、117ページ、第6目老人福祉費3億2,147万2,000円について御説明いたします。

この費目では、高齢者の一般福祉事業、社会参加活動、老人保護措置費と重層的支援体制整備事業として実施する地域包括支援センター運営委託料や生活支援体制整備事業費などを計上しております。

主なものといたしまして、第2節給料から第4節共済費までは、長寿介護課職員2名分の給料などでございます。第7節報償費の主なものは、米寿100歳のお祝い記念品料に係る経費で、第10節需用費は、116、117ページから118、119ページまででございます。119ページ、1行目修繕料は山手福祉センター空調設備取替修繕など指定管理施設の修繕でございます。第11節役務費は、地域包括支援センターとの連携ネットワーク利用料でございます。第12節委託料は、委託料説明欄5行目、清梁園指定管理委託料や地域包括支援センター運営委託料、高齢者給食サービス事業の委託料などでございます。第13節使用料及び賃借料は、高齢者支援システム及び地域包括支援センターシステムの賃借料などで、第17節備品購入費は清梁園のベッド費用でございます。第18節負担金、補助及び交付金は、説明欄4行目、総社市シルバー人材センターへの補助金のほか、説明欄に記載のとおりでございます。第19節扶助費は、説明欄2行目、市外の老人ホームへの入所措置費である老人福祉施設入所者措置費のほか、記載欄に記載のとおりでございます。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 こども課長。

○木田美和こども課長 続きまして、同款、第2項児童福祉費、第1目児童福祉総務費12億1,256万6,000円につきましては、放課後児童クラブの運営、民間保育所で実施している特別保育事業、また児童扶養手当等の支給に伴う経費などでございます。第1節報酬から、次のページ、120、121ページの第8節旅費までは、家庭児童相談員2名、ヤングケアラーコーディネーター1名及びこども課職員1名に係る人件費等でございます。第10節需用費のうち主なものは、新本小学校区エアコン修繕ほか、放課後児童クラブ施設の修繕料でございます。第11節役務費は、放課後児童クラブの施設整備に伴う水道工事検査手数料を計上いたしております。第12節委託料のうち主なものは、説明欄の6行目、長期休業中のみ開設する放課後児童クラブや民間保育所で実施する放課後児童クラブへの児童健全育成事業委託料、その一つ下、病児病後児保育事業委託料、その一つ下、ファミリーサポートセンター事業委託料、その一つ下、14小学校区にあります各放課後児童クラブへの施設指定管理委託料等でございます。

また、戻りまして説明欄 1 行目、2 行目の中央小学校及び山手小学校の放課後児童クラブ施設増設整備に係る経費などを計上しております。

続きまして、第16節公有財産購入費は、神在小学校区放課後児童クラブのトイレユニット設置に係る経費でございまして、第17節備品購入費は放課後児童クラブ既存備品の老朽化に伴う更新及び施設整備用の備品でございます。第18節負担金、補助及び交付金のうち主なものは、放課後児童クラブ処遇改善支援補助金、特例保育施設補助金、私立保育所委託事業事務費補助金、特別保育事業補助金、保育対策総合支援事業費補助金でございます。

また、説明欄の上から 8 行目、老朽化しているすずらん保育園の改修及び移転新築に係る経費として、私立保育所等施設整備事業補助金を計上しております。第19節扶助費につきましては、児童扶養手当等が主なものでございます。

続きまして、第 2 目児童措置費49億5,582万3,000円につきましては、児童手当、小児医療費、私立保育所の運営に要する経費、障害児通所給付費等が主なものでございます。第 8 節旅費は、母子施設入所に伴う緊急避難のための旅費、第10節需用費は、児童手当、小児医療費支給事務などに係る消耗品、印刷製本費を、第11節役務費は、小児医療費、障害児通所給付に係る審査支払手数料が主なものでございます。第12節委託料のうち主なものは、私立保育所等運営委託料、併せて 1 枚お開きいただきまして、122、123ページ、説明欄の 1 行目、指定管理制度で運営を行っている中央保育所への運営委託料でございます。第19節扶助費のうち主なものは、児童手当や小児医療費、障害児通所給付費等でございます。

続きまして、第 3 目母子福祉費、第 1 節報酬から第 8 節旅費までは、母子・父子自立支援員 1 名に係る人件費等でございます。第19節扶助費のうち主なものは、ひとり親家庭等医療費や高等職業訓練促進費でございます。

次に、第 4 目児童福祉施設費、第 1 節報酬から第 4 節扶助費までは、保育コンシェルジュの人件費等でございます。第 7 節の報償費は、年間 7 万円を支給する保育士支援金が主なものでございます。第10節の需用費のうち主なものは、中央保育所施設備品修繕等でございます。第12節の委託料は、説明欄 3 行目、児童発達支援センター総社はばたき園の指定管理委託料、またその下、新たに試行的に実施する乳児等通園支援事業委託料が主なものでございます。

1 枚お開きいただきまして、124、125ページでございます。

第19節の扶助費は、広域医療に係る施設型給付費でございます。

続きまして、第 5 目少子化対策費につきましては、東部、西部、昭和地区にございます親子ふれあいプラザや私立保育所 5 園で実施しております地域子育て支援センター、また新たに 1 箇所新設し、市内 5 会場に実施するつどいの広場の運営等に係る経費でございます。

第 7 目認定こども園費につきましては、併せて次のページ、126、127ページにかけて、井尻野と清音の認定こども園の管理運営に要する経費でございます。

第 2 項児童福祉費までにつきましては以上でございます。

○溝手宣良委員長 福祉課長。

○小野玲子福祉課長 続きまして、同款、第3項生活保護費、第1目生活保護総務費の本年度予算額8,123万3,000円は、生活保護業務に係る人件費と事務的経費が主なもので、第1節報酬から第8節旅費までは、嘱託医と生活保護受給者面接相談員1名、福祉課生活福祉係の職員7人分の人件費等でございます。第10節需用費から、次の128、129ページ、第18節負担金、補助及び交付金につきましては、生活保護費の支給と中国残留邦人等支援給付費の支給に係る事務的経費で、説明欄に記載のとおりでございます。第19節扶助費の主なものは、中国残留邦人等への支援給付金でございます。

次に、第2目扶助費の本年度予算額7億8,707万円は、生活保護法に基づく保護費等で、説明欄に記載の各種扶助の支給や、救護施設等に入所している受給者に係る事務費等でございます。

次に、同款、第4項災害救助費、第1目災害救助費の本年度予算額1,255万1,000円は、平成30年7月豪雨災害における災害関連死に係る審査と弔慰金支給に関する経費等でございまして、そのうち本分科会所管の部分としましては、第1節報酬から第11節役務費は、災害弔慰金等の支給に係る審査に要する経費、第18節負担金、補助及び交付金のうち、説明欄の二つ目、災害援護資金貸付金利子補給金は、災害援護資金を借り受けた被災者が支払う利子に相当する額について補給金を交付するもの、第19節扶助費は災害に関連して死亡した場合や、災害により障がいを受けた場合に災害弔慰金等を支給するものでございます。

民生費につきましては以上でございます。

○溝手宣良委員長 健康医療課長。

○白神 洋健康医療課長 続きまして、衛生費について御説明いたしますので、予算書の130ページ、131ページをお開き願います。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、第1目保健衛生総務費4億2,357万4,000円につきましては、こちらの費目につきましては健康インセンティブ事業など健康づくりに関する経費や、休日当番医や救急診療に係る経費、妊産婦、乳幼児への相談や健康診査に係る経費などを計上しております。

主なものでございますが、第1節報酬につきましては、健康インセンティブ事業に伴う会計年度任用職員と伴走型相談支援事業を行う母子保健コーディネーターの報酬が主なものでございます。第2節給料から第4節共済費につきましては、健康医療課とこども課職員の人件費でございます。第7節報償費は、乳幼児健診等に係る医師、歯科医師等への謝礼でございます。第10節需用費は、健康インセンティブ事業の商品券などの印刷代や、新たに実施する葉酸サプリメント支給事業のサプリメントや、出産おめでとうギフト事業に係る経費などを計上しております。第11節役務費は手数料が主なもので、こちらは妊産婦コーディネーターや妊産婦健診と乳幼児健診等の経費でございます。第12節委託料の主なものでございますが、上から三つ目の妊産婦健康診査事業委託料と、その下の健康インセンティブ、こちら歩得・リン得健康商品券事業でございますが、こちらの委託料、四つ下の乳児一般健康診査事業委託料、こちらにも新たに実施する1箇月児に対する健康診査に

係る経費でございまして、二つ下の休日当番医制事業運営委託料、その下の日曜日歯科当番医制事業運営委託料、その下の救急告示指定医療機関等救急診療事業委託料は、日曜、祝祭日等の診療に係る経費でございます。

132、133ページをお開き願います。第18節負担金、補助及び交付金は、一番上の出産子育て応援給付金と、上から三つ目の妊婦のための支援給付交付金、下から三つ目の病院群輪番制病院等運営負担金が主なものでございます。第19節扶助費につきましては、上から三つ目の妊産婦等健康診査費や、その下の未熟児に対する養育医療費が主なものでございます。第22節償還金、利子及び割引料につきましては、健康インセンティブ事業の参加者が令和6年度の取組により年間ポイントで取得した商品券や出産おめでとうギフトのおむつ等のクーポン券を市内の商店で使用し、その使われた商品券等を現金に換金する費用でございます。

続きまして、第2目予防費5億9,232万6,000円につきまして御説明いたします。

この費目は、各種がん検診や予防接種、後期高齢者の健康診査に係る経費などを計上いたしております。

主なものでございますが、第1節報酬から第4節共済費につきましては、健診や保健指導を行う会計年度任用職員の人件費が主なもので、第10節需用費は上から三つ目の印刷製本費、問診票や受診票といったものの印刷費が主なものでございます。

134ページ、135ページをお開き願います。

第11節役務費につきましては、上から二つ目の手数料が主なもので、こちらは带状疱疹や新型コロナウイルス予防接種や高齢者のインフルエンザ、子どもの予防接種などの費用でございます。第12節委託料の主なものにつきましては、上から三つ目の各種がん検診に係る委託料や、その下の後期高齢者の健康診断に係る委託料で、第19節扶助費につきましては、上から二つ目の予防接種による健康被害に係る予防接種事故対策扶助費や、後期高齢者の人間ドック費用助成に係る経費が主なものでございます。

次に、第3目保健センター費434万3,000円でございますが、主なものといたしまして、第10節需用費の一番下の修繕料は、山手保健センターの屋根瓦の補修に要する経費を計上いたしております。第12節委託料は、総社市保健センターの取り壊しに伴う不用物品等のごみ処理委託料が主なものでございます。

衛生費につきましては以上でございます。

○溝手宣良委員長 それでは、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

萱野委員。

○萱野哲也委員 予算調書の169ページです。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、第1目保健衛生総務費、保健衛生一般経費ということで、本会議のほうでも指摘がありました休日当番医制度の委託料のことです。これ1,000万円ついてます

ね、今年。去年が約280万円、今回3倍から4倍も上がっています。これは本会議でもあったんですけど、何で今さらということなのかをお聞きいたします。もともと経費度外視で多分やっていってくださったと思うんですよ。それがずっとやってきてくださったのが、今さらになってこういうふうなことになる。もちろん必要経費は必要経費として必要であれば仕方がないところもあるんでしょうけど、なぜこういうふうなことになったのかということと、以前私がずっと言っていた病院施設整備補助金の件からですね、吉備医師会としても反対しているというようなこともあって、そのあたりのしこりがまだ残っているんじゃないんでしょうか。吉備医師会との関係というのは良好なんでしょうか、このあたりがちよっと腑に落ちないんですけれども、言えること言えないこともあるとは思いますが、ちょっとぶっちゃけた話ししていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○溝手宣良委員長 健康医療課長。

○白神 洋健康医療課長 萱野委員の御質問でございますが、まずなぜこの時期にということでございますが、昨年の6月に吉備医師会長から、物価高騰とか医師の働き方改革、そういったことにより現状、社会貢献の要素が強い形で継続して休日当番医を行っていたところでありますが、なかなか継続が難しくなっている、そういった状況をお伺いしたところでございます。そういった中で吉備医師会と半年にわたりまして話し合いのほうを持ちまして、このたび、かなり増額になりますが、こういった額で委託のほうをお願いしたいということで計上をいたしましたところでございます。

また、2点目の吉備医師会との関係でございますが、現状そういった形で吉備医師会とお話し合いのほうを重ねていける状況でございますので、関係につきましては、良好というのはちょっとさておきなんですけど、そういった話し合いが十分実施できるお互いの状況であるというところでございます。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 萱野委員。

○萱野哲也委員 分かりました。

これ1,000万円で、280万円から約3倍から4倍なんですけど、これ半年にわたっての話し合いという中で、この1,000万円の根拠、やっぱり議会も予算をつける以上は、向こうから、じゃあ2,000万円にしてくれ、3,000万円にしてくれって言いなりじゃ駄目だと思うんですよ。なぜこの280万円から1,000万円になったのか、今年度の予算としての、話し合いの中での積算、この1,000万円の積算理由を教えてくださいたいと思います。

○溝手宣良委員長 健康医療課長。

○白神 洋健康医療課長 萱野委員の再度の御質問でございます。

1,000万円の予算の積算でございますが、休日等に医療機関が開院した場合の収支、そういったものを基に積算のほうをいたしましたところでございまして、おおむね話し合いの中で、1日当たり医療機関を開院するとした場合、最低でも20万円の経費がかかると。医師、看護師、事務員、また諸

経費、そういったものがかかってくるということをお伺いいたしました。それに、その支出に収入がどうかという点でございますが、休日当番医の受診者数、こちらのおおむね3年間の推計から1日当たり平均というのを割り出しました。そういたしますと、おおむね28人程度が受診をされるということで、これは一般診療に比べて少ない人数と思っております。そういったことで、この28人というところと、おおむね風邪とか腹痛であるとか、そういったときのレセプトの収入金額、そういったところを勘案いたしますと、おおむね1日14万円程度の収入ではないかということで、我々は考えたところでございまして、20万円から14万円を差し引きまして6万円を基本額としたところでございます。

また、これに加えて吉備医師会との話の中で、なかなか人数が多くなった場合、受診者数が多い場合、感染拡大等ですけど、そういった場合につきましては委託をしている午後5時ではなかなか終われないということもお聞きしたところでございまして、職員の経費が増える、また様々な経費が増えていくということでございますので、このたび3段階で人数加算を設けております。そういったことで、基本部分を900万円、人数加算の部分が100万円という形で計上いたしまして、合わせて1,000万円を計上したところでございます。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 萱野委員。

○萱野哲也委員 休日当番医制度、これ分かりました、積算理由は。これやらないと駄目なんでしょう。やる必要があるんでしょうか。ここまで増額してやる理由を教えてくださいと思います。

○溝手宣良委員長 健康医療課長。

○白神 洋健康医療課長 萱野委員の再度の御質問でございます。

休日当番医制事業自体は、地域住民の急患対応ということでございまして、それに伴い、安心を与えるものでございます。令和5年度実績を申し上げますと、5,500人程度の方が年間受診のほうをされてるところでございまして、やはり継続して実施すべき事業でございます。

そういった中でも、やはり適正受診というものは訴えていけないといけない。急患以外の方が来る、それに伴って医療機関が逼迫する、そういったことがあってはいけないとは思っておりますので、この委託と併せまして、市としましてはそういった普及啓発も行っていこうと思ってるところでございます。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 萱野委員。

○萱野哲也委員 必要だということで、その下にも休日告示指定医療機関というのが、救急病院で今3病院あって1億円ずつ出してます。それも必要で、そこに診てもらえばええんじゃないですか、そことの連携はどうなんですか。そっちにもっともっと比重を置いて診てもらえばいいんじゃないですか。2次救急やってもらいますよって、これを充実していきたいんだというのが総社市の

方針でしょう。10億円出したんでしょ、20億円出すんでしょ。だったら、そこにしっかり診てもらえばいいじゃないですか。そことの連携はどうなってますか。

○溝手宣良委員長 健康医療課長。

○白神 洋健康医療課長 萱野委員の再度の御質問でございます。

2次救急医療というところで、こちらの告示病院には頑張っているところでございます。今この休日当番医制につきましては初期救急という形になってこようかと思っておりますので、少し医療の度合いが違うものでございます。

以上でございます。

(「分かりました」と呼ぶ者あり)

○溝手宣良委員長 他に質疑はありませんか。

村木委員。

○村木理英委員 先ほど萱野委員が言われました地域医療連携推進負担金、いわゆる休日当番医事業運営委託料についてなんですけど、これ他市の状況はどうなんでしょうか。他市もこういう形でやられてるんでしょうか。

○溝手宣良委員長 健康医療課長。

○白神 洋健康医療課長 村木委員の御質問でございます。

他市の状況もこのたび調査のほうをいたしまして、県内どことも、こういう形で休日当番医のほうは行っているところでございます。

委託の単価でございますが、おおむね3万円から7万5,000円の間で、各市町、担っていただくものも違うと思いますし、休日だけなのか、日曜だけなのか、そういったところも違うとは思いますが、おおむね委託の1日当たりで言いますと、先ほど申し上げました3万円から7万5,000円ぐらいの委託のほうということでございます。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 村木委員。

○村木理英委員 そうしましたら、他市と比較した場合も同程度の金額になってるというふうに考えたらよろしいですか。

○溝手宣良委員長 健康医療課長。

○白神 洋健康医療課長 村木委員の再度の御質問でございます。

当市の休日当番医、この委託料につきましても長年見直しのほうはすることなく1万8,000円という単価でやっていたところございまして、そちらがこの改正により他市と同等になっていったということでございます。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 村木委員。

○村木理英委員 休日当番医に関しましては、市内の医院が順番にやられておられるということ、

ただその医院ごとの得意分野というか、特性とかあって、なかなかその標榜科にそぐわないと患者さんが判断されたら、なかなかそこに集まらないような性質があるのと、ドクターとしてみればそういう患者さんを診れるという判断の下に休日当番を挙げられてるんだけど、結局患者さんとしてみれば、なかなかそれは行きづらいとか、そういう壁があるように思うんですけど、その辺は吉備医師会と何らかの話がありましたか。

○溝手宣良委員長 健康医療課長。

○白神 洋健康医療課長 村木委員の再度の御質問でございます。

標榜科目によってということでございますが、そちらにつきましてはこのたびの委託につきましては、今2医療機関で1日担ってもらってますが、片方の医療機関、1医療機関につきましては内科系でお願いするというところをお話ししているところでございます。もう一機関につきましては標榜科目は問わないという形のお話し合いをしました。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 村木委員。

○村木理英委員 せっかく当番を挙げていただいても、なかなか患者さんが集まらないということは、やはりちょっと無駄が多いかと思うんで、その辺の是正もしていく必要があると思うんですけど、その辺の取組をしていただきたいと、このように思います。

最終的には、この金額で医師会は落ち着いたんですか、まだ不満があるんですか、どうですか、その辺は。

○溝手宣良委員長 健康医療課長。

○白神 洋健康医療課長 村木委員の再度の御質問でございます。

現行におきましては、この金額で委託のほうをお受けいただくこととお約束してるところでございます。ただし、持続可能な休日当番医、そういったところを目指すということになりますと、やはり今医師の高齢化等でなかなか継続が難しい状況は聞いておりますので、引き続き吉備医師会と協議は続けていきたいと思っております。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 村木委員。

○村木理英委員 吉備医師会としてみれば、やはりそういう患者さんというか、医療体制というのを担保に市にどんどん要請をしてしまわないように、きちんと歯止めをかけて話し合いをして、どちらかという市のほうが先手を打って医師会と交渉するという方策のほうが私は適切じゃないかなと、吉備医師会が言ってくるのを受けてしまうと、どうしても後手に回る気がしますので、その辺を十分に精査していただきたいと思います。

終わります。

○溝手宣良委員長 健康医療課長。

○白神 洋健康医療課長 ありがとうございます。

市のほうで考えまして、吉備医師会のほうと継続して話し合いに持っていきたいと思います。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 他に質疑はございませんか。

萱野委員。

○萱野哲也委員 次が、調書の141ページです。

第3款民生費、第2項児童福祉費、第1目児童福祉総務費、ファミリーサポートセンター経費ということで、前年度から10万円ほど上がってます。その10万円上がった理由を教えてください。

○溝手宣良委員長 こども課長。

○木田美和こども課長 萱野委員の御質問にお答えします。

前年度比より当初の予算のほうが増額していることにつきましては、会計年度任用職員の報酬等が増額になったことによるものでございます。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 萱野委員。

○萱野哲也委員 会計年度任用職員の給料が増額になったということは、それは市の職員の給料ですね。ファミリーサポートセンターに会計年度任用職員、ファミリーサポートセンターの職員が増えたとか、そういうことじゃないはずですね、今の話だと。そういうことでいいですか。

それで、調書の事業実績のための課題等の欄に記載がある利用会員と提供会員がお互いにということで、これ2年か3年ほどもう質問させていただきました。提供会員の時給が700円だよということで、これも市長の答弁ですと、人口増パッケージに盛り込んでいくとって、まだ変わってないですね。当時、あのときも時給が九百三十幾らで、それからまた上がってます。もう毎年毎年時給が上がっていく中で、これ700円のままで、これうまくしていけるんでしょうか。それこそ市長が言った人口増パッケージに盛り込んでいくということで、何ら手を打たれてないと思うんです。

先ほどの事業の内容にもよるのかもしれませんが、委託料でさっきの当番医の医療、当番医制度の運営委託料なんかというのと1年ですよ、280万円が1,000万円に上がってるんですよ。同じ委託料の中でも、そんなにばんと上がって、ここだけが上がらないって何か、吉備医師会が言うというふうに上がって、これだって委託料ですよ、重要な仕事なんですよ。重要な仕事の認識の中で、まだその当時一般質問から、人口増パッケージに載せていくという答弁から何ら問題解決がなされてないんですよ。同じ委託をして、事業は違うにしろ、何か偏ってないですか、これ大丈夫なんですか、これ。

○溝手宣良委員長 こども課長。

○木田美和こども課長 萱野委員の再度の質問にお答えします。

ファミリーサポートセンターの事業委託料につきましては、基本事業基本分、それから加算部分を総額して1,416万円を計上しているところです。時間給の単価が現在700円というところなんですけれども、他市との比較のほうも調査をしながら、岡山市、倉敷市が同じ700円、津山市が500円と

いう単価、それから高いところで井原市が940円というふうにあります。事業の内容につきましては、重要な事業ということは認識しておりますが、他市との比較調整を踏まえながら、予算のほうを計上したところでございます。

以上でございます。

（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○溝手宣良委員長 頓宮委員。

○頓宮美津子委員 調書の170ページ、第4款衛生費、第1項保健衛生費、第1目保健衛生総務費、伴走型相談支援事業なんですが、何点か聞きたいことがあります。

まず、重層的支援体制事業、昨年もありましたけれども、お一人の報酬、去年は9,825円で今年は1万800円という、若干870円ぐらいちょっと単価が上がってるんですけども、この重層的支援体制事業の方は属性を問わない相談を受ける、また地域づくりに向けた取組をする、参加型という三つの使命を帯びてみたいんですが、お一人で、例えばハイリスク妊婦、特定妊婦の相談は当然受けなきゃいけないんじゃないかなとは思いますが、お一人で十分やっていける体制なのかどうか、昨年もお一人でしたけども、それが1点と、それから厚生労働省が推進とは言っていますが、葉酸サプリメントを希望者に配布をすると。これいろいろ、葉酸サプリメントって、鉄分不足だとか、妊娠中に栄養が偏らないよう、また着床率が高いということで、なので希望者があれば婚姻時に渡す、というんですけど、葉酸サプリメントの効果と安全、厚生労働省推奨って、最近の宣伝はいくらでもいろいろ書きますけど、これを飲まないほうがいい方もあって、総社市は希望者にくれるというんですが、これは産婦人科の先生と相談をして、もらってもいいですかということ産婦人科の先生と相談した上で申請をするとか、何かそういう細かい配慮とか、そういったものはあるんでしょうか。

それから、葉酸サプリメントは1,000円台のものから4,000円台も様々ですけど、この予算を見ると600円掛ける婚姻260個、妊娠520個というのが、600円で何錠か入っているんでしょうけど、それがお一人、婚姻を登録された方260人分ということですか、それとも1袋が600円程度のものだったら、三つが欲しいと言われたら三つを渡すのか、その辺の安全性とか、この辺のことをもう少し詳しく教えてほしいんですけど。

○溝手宣良委員長 こども課長。

○木田美和こども課長 頓宮委員の御質問にお答えします。

伴走型相談支援事業につきましては、総社市こども家庭センター内に母子保健コーディネーターという保健師が会計年度任用職員として1名配置されております。もう妊娠期から面接であったり、相談であったり、母子健康手帳の発行というふうな部分も担っておりますが、1人だけではなくて、常に地区担当保健師と連携しながらやっていくということで、1名というところではあります。そこはこども家庭センターのほうで一緒に事業のほうをやっていくということでもあります。

続いて、葉酸サプリメントにつきましては、頓宮委員おっしゃるとおり、こども家庭庁のほうで

も厚生労働省時代からずっと葉酸のほう、妊娠期の栄養ということで取るようにというふうなことは母子健康手帳、それから妊婦のための母子健康手帳副読本にも記載されているところがございます。特に妊娠中に必要な栄養素としまして、葉酸がふだんの食事からは50%程度しか摂取できない、体内に吸収できないということで、この葉酸の吸収が悪いと生まれてくる子どもの先天性な神経管の閉鎖障害、それから妊娠初期の貧血の予防というふうなことで、この葉酸不足というのが起きないように、しっかり支援をするということは令和5年12月のこども大綱にもうたわれているところがございます。

サプリメントにつきましては、1瓶150粒が入っております。こちらにつきましても、実は葉酸サプリメントにつきましては産婦人科医師会、それから県医師会のほうもこれをぜひ広めるようにという動きが岡山県内でも動いておりまして、県内では今備前市が1箇所やっているというところで、あと玉野市のほうに自治体要望ということで動いているというふうなことは聞いております。総社市としまして、総社市こども計画に記載しておりますプレコンセプションケア、こちらは希望する人ではありますけれども、葉酸の摂取のほうを進めていくということにしております。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 頓宮委員。

○頓宮美津子委員 今の若い人はいろんなサプリメントを飲んでおられて、その併用とかの安全対策というか、産婦人科ではお聞きにならなければ言わないと思うんですね、ダイエットサプリメントを飲んでいたりとか。昔は、サプリメントではなく食べ物で栄養を取りましようって言うんですが、今、時代の流れかもしれないんですけど。希望したら誰でも1瓶150粒入ってる600円のを、お一人が1回のみですか。婚姻時と妊娠時2回、と書いてありますよね。婚姻届を出したときにも頂けるし、妊娠しましたというときも頂けるんですか。

それと、サプリメントを飲んだから安心ではなく、いろいろな食物からもこういうのを取りましようねというのは当然言われるんですよね、並行して。もう少し教えてください。

○溝手宣良委員長 こども課長。

○木田美和こども課長 頓宮委員の再度の御質問にお答えいたします。

若い方はサプリメントを飲まれてる方、非常に多いということも承知しております。こちらの葉酸サプリメントにつきましては、市内の産婦人科医のほうもこれを積極的に取るようにというふうなことも言われておりまして、私どもとしまして婚姻時のときにお知らせのチラシをお配りするだけで、実際に希望してもらいたいという方はこども課のほうに、すみませんが、来ていただきまして、そちらのほうでしっかり説明をさせていただくこととしておりますので、頓宮委員の言われたとおり、しっかり安全性とか必要性については説明していこうと思っております。

もう一つの質問であります、婚姻時のときに希望されたら1瓶、そして出産時のときにも希望されたら1瓶ということをお渡しする予定でございます。

○溝手宣良委員長 頓宮委員。

○頓宮美津子委員 では、一番最多でいただけるのは2瓶だけ、その間は、一月飲んだからいいというわけではないので、サプリメントを推奨してるということは、その以降も、お試してお渡しするという感じなんですね。あとは御自身で購入して、飲んだほうがいいですよってお勧めをされるという解釈でいいのでしょうか。

○溝手宣良委員長 こども課長。

○木田美和こども課長 確かに妊娠初期の、先ほど申しました生まれてくる子どもの先天的な神経管の開鎖障害という可能性というところで、やはり妊娠期のできれば初期の段階のときにサプリメントを服用していただくということが非常に重要でございます。そして、出産後につきましては、やはり必要な栄養素としての摂取ということで、体の中に吸収するためにそれ続けていただいて、もしそれ以降貧血がひどいでありますとか、産婦人科医のほうからの助言で続けたほうがいいというふうな判断であれば、実費で購入していただくような形になります。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 頓宮委員。

○頓宮美津子委員 あと母子手帳アプリ、これ新たなものですか、それともこれまでどおりのでしょうか。

○溝手宣良委員長 こども課長。

○木田美和こども課長 頓宮委員の質問にお答えいたします。

母子手帳アプリにつきましては、令和6年度から委託契約をしているアプリを継続して実施していくというものでございます。

○溝手宣良委員長 他にございませんか。

山名副委員長。

○山名正晃委員 頓宮委員とちょっと同じところですので省略をさせていただきまして、その葉酸サプリメントの関係なんですけども、うちは2人目はちょっと葉酸サプリメントをしっかりと飲んでというか、そういうのも気をつけながらしておったわけなんですけども、ただこれ聞かせていただくのは婚姻届を出したときにお知らせをされるということなんですけども、それってこれをお渡しするということは、子どもを予定するということもあると思いますんで、人によっては子どもを予定してないとか、そういう気遣いも必要なのかなというところを感じたのと、あとそのときにはなくて、後ほどまた、例えば1年後ぐらいにやっぱり子どもを予定してるんだというふうに気持ちが変わったりとか、そういう予定って変わってくると思うんです。そのときにもうお渡しができるのかどうか、もうそのときだけで、ある程度期間があるのか、そこだけ聞かせていただいてもよろしいですか。

○溝手宣良委員長 こども課長。

○木田美和こども課長 山名副委員長の御質問にお答えします。

もちろん婚姻届の際に、子どもを持つことを望む方ばかりではないということも現状であると認

識しております。結婚して子どもを持つことを希望するという方にチラシのほうを、分かりやすくチラシのほうを作成して御案内し、希望される方にはこども課に来ていただきまして、説明の上サプリメントのほうをお渡しするというふうに考えております。

期間といいますか、後ほどその気持ちが変わってというふうなところになりますけれども、そういったものもしっかり伴走型相談支援でお話を聞きながら、なかなか子どもを持ちたくても持てない、不妊治療のことについての御相談も多々ありますので、そういうことも併せて寄り添った相談支援のほうをやっていくということを考えております。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 他に質疑はございませんか。

小野委員。

○小野耕作委員 予算調書の159ページでございます。

第3款民生費、第2項児童福祉費、第1目少子化対策費、地域子育て支援拠点事業の中のつどいの広場事業運営委託料でございます。これ前年度から比べて新しいところも増えるということで、倍近くにはなってるんですが、この中で昨年度の予算の中で地域応援加算とかという科目があったと思うんですが、これが今年度書いてないんですけど、これはもう清音会場も、天満屋ハッピータウンリブ総社店の会場とかも、もう既にこれ入ってる数字でしょうか。

○溝手宣良委員長 こども課長。

○木田美和こども課長 小野委員の御質問にお答えします。

令和7年度の当初予算で挙げております清音会場、天満屋ハッピータウンリブ総社店会場、山手会場の金額でございますけれども、こちらは地域加算が含まれた金額ということが重層的体制整備事業交付金の中で基準としてありますので、そちらのほうを挙げさせていただいているところでございます。

○溝手宣良委員長 村木委員。

○村木理英委員 つどいの広場の事業の委託料についてなんですけれども、量の見込みとして令和6年まで、令和2年から見てみると令和8年まで量があまり増えてないといいますが、という経過があるということがあるんですけど、過去の方針として人口減少に伴う量の見込みの減少で、地域にそのニーズの量を加味しながら実施方法等の見直しを行い、拡充を図りますと、こうあるんですけども、要は結局量的なものはこれ若干は減っているという中で施設を増設するということは、実際その地域のニーズを加味したというふうに考えたらいいたいですか。過去の方針との整合性を尋ねるんですけども、答えられますか。

○溝手宣良委員長 こども課長。

○木田美和こども課長 村木委員の御質問にお答えいたします。

地域子育て支援拠点事業つどいの広場でございますけれども、出生数等はちょっと減っているところではございますが、利用者、令和6年度の利用者の実績は延べ利用組数が1万8,625組で、昨

年度の同時期が1万6,401組でありましたので、利用者数は増えているというふうに認識しております。また、1日の平均組数もありますが、前回委員会で報告した平均数よりも増えています。

また、令和7年度を始期とする総社市こども計画のニーズ調査において、教育・保育事業を利用していない就学前の保護者はこの地域子育て支援拠点事業の利用希望が6割を超えていたというところから、ニーズが高い現状というふうに踏まえております。そこで、新設の会場のほうを当初予算で計上したところでございます。

○溝手宣良委員長 村木委員。

○村木理英委員 分かりました。

要は量は増えているという認識であるということで予算をつけたということなんですけれども、結局保育所をこれから増やしていくという方針を立てているという中で、在宅で子育てする数が減るんじゃないかということは、この計画の中に織り込んでいるのかどうなのか、その整合性は取れているのかどうなのかをお尋ねしたい。

○溝手宣良委員長 こども課長。

○木田美和こども課長 村木委員の再度の御質問にお答えいたします。

保育所を増やす、設置についてこの地域子育て支援拠点事業、つどいの広場でございますけれども、妊産婦、それから0歳から3歳の就園前のお子さんを中心とした事業でございます。保育所のほうに入る人がいれば、在宅で利用される人が少なくなるのではないかなというふうな御質問でしたけれども、現状こども課がいろんな相談、それから訪問、つどいの広場のほうに行っていて感じていることは、親の孤立感、子育ての不安感、困難感を一定訴える親子は出生数が減っていてもニーズは非常に高くなっておりまして、その対応が非常に懸念されております。昨今の周産期への母子の関わり、家庭支援というふうなところで、非常に産後ケア事業もそうですけれども、親の育児負担感を軽減するというので、このつどいの広場については必要不可欠というふうに市としては考えております。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 村木委員。

○村木理英委員 過去の方針として、本事業の周知や充実に努め、乳幼児、親子が利用しやすい環境を整えるとありますので、あくまで保育園の増設とこの事業というのは全く別なんだと、だから親同士が触れ合う場であるとか、親子同士が触れ合う場であるとか、そういうことを充実するためにつくるんだということをやっぱりきちんと整理して説明をしていただきたい。そこら辺がはっきりしないと、何か無計画にやってるように映りかねないので、注意していただきたいと思います。

○溝手宣良委員長 こども課長。

○木田美和こども課長 村木委員の再度の御質問です。

ありがとうございます。しっかり区別をつけて、本当に市民のためのつどいの広場というところを説明をして広めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 山名副委員長。

○山名正晃委員 同じくつどいの広場の件なんですけども、ここにある新設会場というのがあるんですが、この下の調書のところにも書いております西部地域に出張広場を運営できるつどいの広場を新たに設置するというふうにあります。この西部のことに関しては、同じ事業でこども夢づくり課が所管している子育て支援センターの出張支援センターがあると思うんですけども、子育て支援センターとは別なんだというふうにしても、西部で行うということで、子育て支援センターに関しては月1回、第3木曜日ですかね、これ9時30分から12時ということなんですけども、これつどいの広場バージョンになるということは、西部地域でのどこの場所でやっていくのか、どれぐらいの頻度で行っていくのかというところを考えられていますかということで、子育て支援センターとのすみ分けというのをどういうふうに考えているのか、お答えください。

○溝手宣良委員長 こども課長。

○木田美和こども課長 山名副委員長の御質問にお答えします。

川西地区の子育て支援拠点につきましては、一般質問や委員会でも検討課題となっております。そこで、つどいの広場を新設するに当たりまして、川西地区、これ令和6年6月1日時点の数字ではありますが、家庭保育、在宅の児童が41人、それから川西地区、令和7年1月1日以降に出生予定の方が13人ということで、川西地区に新たに常設の拠点施設を開設するのは費用対効果が望めないというふうなところから、本拠点である新しい拠点のほうを1箇所設けまして、それを出張広場の加算をつけて、市としましては西部親子ふれあいプラザで週1回の頻度は開催して、川西地区の方、川西地区以外の方も来られると思いますけれども、そういった拠点、川西地区への拠点というのを今よりも増やすということを目的に、こちらの加算のほうをつけているところでございます。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 山名副委員長。

○山名正晃委員 分かりました。

ということは、同じ会場で月に一度の子育て支援センターの出張があり、週に一度のつどいの広場があるということで、それを増やそうという考えで、曜日によるとは思うんですけど、かぶったりですか、こっちは子育て支援センターでやってる内容はこういうのです、つどいの広場でやってるのはこういうのですという、ちゃんとそのすみ分けという部分、その答弁がなかったので、その部分というのは考えられていますか。

○溝手宣良委員長 こども課長。

○木田美和こども課長 山名副委員長の再度の御質問にお答えします。

つどいの広場と地域子育て支援センターの出張広場のすみ分けでございますが、曜日等は絶対重ならないようにというのはもう第一前提でありますし、その内容につきましても今後それぞれの特

色を持った交流の広場というふうなところと一緒に連携して、協議しながら進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 他に質疑はありませんか。

村木委員。

○村木理英委員 予算書が94から95ページ、調書が64ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、第17目マラソン振興費のそうじゃ吉備路マラソン大会経費負担金と吉備路マラソン大会共催負担金について。

負担金が3,600万円、議会の事務事業評価では見直しの上、予算規模縮小というふうに提言させていただいてるんです。しかし、予算が昨年と同規模になってるのは、これは議会軽視じゃないかと、そのように思いますが、いかがですか。

○溝手宣良委員長 スポーツ振興課長。

○高谷正樹スポーツ振興課長 村木委員の御質問にお答えさせていただきます。

令和6年10月28日付でいただきました議会事務事業評価の御提言につきましては、非常に重く受け止めさせていただいております。もちろん今大会ばかりで対応できた内容ばかりではございません。令和7年度の本市負担金につきましては、令和6年度と同額を計上させていただきましたけれども、2026大会の内容につきましては、今大会の実績を踏まえまして、新年度大会の実行委員会で事業の目的の明確化等を行った上で実行委員会委員の皆様にも御認識を共有いただいた上でお諮りいただきまして、適正な金額を検討してまいります。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 村木委員。

○村木理英委員 適正な金額を算定するんですか、これから。ちょっとよく分からないんですけど。

○溝手宣良委員長 スポーツ振興課長。

○高谷正樹スポーツ振興課長 村木委員からの再度の御質問にお答えさせていただきます。

実行委員会の皆様に、事務局から一定程度のもの、改善案、議会事務事業評価で頂戴いたしました御意見を一定程度上げさせていただいたものを提案をさせていただこうとは考えておるところでございますが、いずれにしても実行委員会の皆様でお諮りいただいて、金額の結論づけていただくことを考えております。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 副市長。

○中島邦夫副市長 すみません、ちょっと少し補足させていただきます。

課長が言いますように、議会事務事業評価、10月の末に頂戴しております。そして、規模の縮小、見直し、こういったことがあろうかと思います。

それで、当初予算でそこまでできればよかったんですが、10月末から11月、2025大会へ我々当局はもう全力を注いでおりました。議会事務事業評価、これはこの4月以降、もちろん実行委員会もごさいますけど、当局が案をつくって、そういったところへ諮ろうと思っております。その際には、当然議会側とも協議はさせていただこうと思っております。

以上です。

○溝手宣良委員長 山名副委員長。

○山名正晃委員 このそうじゃ吉備路マラソンのことに関してなんですけども、確認をしていきたいです。

実行委員会が決めるというのは、それは分かるんです。そうじゃないと、そういう案が出て、これでいいですかというふうに、そりゃあ実行委員会で諮るんですけども、ただ当局が案をつくるというときに、我々委員会が出している議会事務事業評価の中には、先ほどありました事業目的が不明瞭であるから、その事業目的を明らかにしていくんだと、実行委員の大半が市職員という実行委員会の在り方、職員が多数ボランティアで参加している状況を改善すべき、というところと、それで最後に市負担金の縮小により募集人数や種目等規模を縮小すべき、というふうにあります。ちょっと聞きたいのが、実行委員の大半が市職員という実行委員会の在り方を見直しますか、職員が多数ボランティアで参加している状況を改善しますか、市負担金の縮小に、これが言えば実行委員から幾らになるというのが分からなきゃ、それが市の負担金が減るか減らないかというのは分からないと思うんです。ただ、その前に募集人数や種目等、規模を縮小すべきなので、募集人数や種目等、規模を縮小しますかという、この3点がそろってないと、多分実行委員会に諮れないと思うんですけども、その点に関してはどういうふうにお考えですか。

○溝手宣良委員長 副市長。

○中島邦夫副市長 今言われたとおりです。まず、当局側が規模が縮小をどこまでできるか、そうしたものを検討した上で、もちろん議会側とは協議させていただきます。規模縮小したからといって、これが一概に事業費が減額になるとかというのは、今後もっとさらに深く煮詰めていかないと分からないところがありますけど、まずもって種目はどこまで減らすことができるか、そういったところから協議してまいりたいと思います。

以上です。

○溝手宣良委員長 ちょっと休憩します。約10分間。

休憩 午後2時19分

再開 午後2時28分

○溝手宣良委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

他に質疑はありませんか。

村木委員。

○村木理英委員 先ほどの続き、そうじゃ吉備路マラソンなんですけども、当局の答弁を聞く限

り、議会事務事業評価に対応しているようには思えないということです。議会事務事業評価で、こういう評価が下ってるということを市として実行委員会なりにそのプランを提案していただかないと困るんです、これは。じゃないと、議会の意味がなくなるわけです。しかし、今の答弁を聞いた段階で、そういうふうな対比は見られないという、そこが問題だということなんですよ。いかがでしょうか。

○溝手宣良委員長 副市長。

○中島邦夫副市長 申し訳ございませんでした。

時期が10月末でしたことから、2025大会へちょっと全力を尽くしておって、当局側として見直しができる状態ではなかったもので、実行委員会のほうへも詳しいことは報告ができておりませんでした。その点については御容赦願いたいと思います。

今後、実行委員会のほうへも詳しいことを説明して、当局側から案をつくって提示していきたいと思います。

○溝手宣良委員長 村木委員。

○村木理英委員 今、副市長から御答弁いただきましたが、それをきちんと実行委員会側と話をしたい。これを確約していただきたいです。いかがですか。

○溝手宣良委員長 副市長。

○中島邦夫副市長 当然議会側から議会事務事業評価としたものが正式に出ていますので、当局側としても実行委員会側に報告、協議はしていきます。

○溝手宣良委員長 他に質疑はありませんか。

仁熊委員。

○仁熊 進委員 それでは、質問させていただきます。

予算調書の121ページ、第3款民生費、第1項社会福祉費、第6目老人福祉費、このうち高齢者労働能力活用事業についてお伺いいたします。

この中で総社市シルバー人材センター、要はシルバーワークプラザですね。ここへの補助金として1,803万9,000円挙がっています。これは去年、つまり今年の予算と同じ額だと思います。今年の予算では250万円のワンストップ相談窓口運営費が盛り込まれていました。今年も同じくワンストップ相談窓口運営費が含まれています。これは今年も250万円ということでしょうか。ということが一つの問いです。

もう一つは、ワンストップ相談窓口はシルバー人材センターにおいて、何がワンストップで、何をしようとしているのかが見えてきません。これを教えてください。

それと3点目、そもそも総社市シルバー人材センターの補助金、この1,803万9,000円の根拠をお示してください。

以上です。

○溝手宣良委員長 長寿介護課長。

○小原靖子長寿介護課長 仁熊委員からの御質問にお答えいたします。

ワンストップ相談窓口の経費として250万円については、今年度と令和7年度と同じ金額でございます。

二つ目の御質問で、総社市シルバー人材センターのほうに委託している事業であるワンストップ相談窓口は、何がワンストップか、何をしようとしているかでございますけれども、こちらのほうは高齢者の方が仕事をしたい、働きたい、地域に出たいという御相談があったときにお仕事を、就労としてのお仕事なのか、ボランティアとしてのお仕事なのかということを詳しくお伺いしてから、寄り添った支援を行っていくということで、就労にもつなげることもございます。そのあたりをワンストップというふうに考えております。

それから、総社市シルバー人材センター補助金の1,803万9,000円の根拠は何かということでございますけれども、こちらのほうは総社市シルバー人材センターの運営費として533万9,000円、それから高齢者活用現役世代雇用サポートとして1,020万円でございます。

○溝手宣良委員長 仁熊委員。

○仁熊 進委員 ありがとうございます。

その1,020万円の根拠というのは、これどこから生まれてくるものですか。

○溝手宣良委員長 長寿介護課長。

○小原靖子長寿介護課長 仁熊委員からの再度の御質問にお答えいたします。

高齢者活用現役世代雇用サポート事業についてでございますけれども、こちらのほうは総社市シルバー人材センターの運営費に係るもの以外のほかの事業であるとか、高齢者に係る総社市シルバー人材センターがされている事業についての補助金でございます。

付け加えまして、こちらのほうは国の採択事業でございまして、国の委託事業もございます。それで、国からの事業の中身としては、スキルアップセミナーであるとか、農業者育成研修であるとか、そのあたりも含めた事業費でございます。

○溝手宣良委員長 仁熊委員。

○仁熊 進委員 ありがとうございます。

それと、今のお答えいただいた中で、ワンストップ相談窓口が高齢者等の就労という意味で結びつけていく、その過程においてもワンストップを考えているという答えだったと思いますが、これ総社市の新市庁舎におけるワンストップとはまた全く違う考え方で、これ紛らわしいというか、実際これワンストップという名前をつけなければいけませんか、これに。これ就労者と、要は引き合わせて就労者の懇談をすとか、サポートをするためのものであって、これが僕はワンストップだとは思いませんけど、いかがでしょう。

○溝手宣良委員長 長寿介護課長。

○小原靖子長寿介護課長 仁熊委員からの再度の御質問にお答えいたします。

相談窓口をワンストップと言っておりますけれども、市庁舎で行うワンストップとはまた別のもの

のでございますが、こちらのほうの相談窓口は、正式名称として看板に掲げているのはそうじゃ60歳からの人生設計所となっております。その看板を掲げて行っておりますので、あまり市民の方にワンストップ窓口ですという言い方はしていないのですけれども、65歳以上の方、高齢者の方が御相談に来やすい雰囲気づくり、それから就職やボランティアにつなげていく取組をしていますよという広報はしてまいる予定でございます。

○溝手宣良委員長 仁熊委員。

○仁熊 進委員 ありがとうございます。

ただ、これここにワンストップという、公ではありません。これ議会用で出てきている資料としてワンストップ相談窓口ということを書いてあれば、高齢者の総社市シルバー人材センターにおいてはワンストップ窓口になってるよという我々は説明をするわけでして、これに対して実際シルバー人材センターを使われている方は、ワンストップところか、何遍も行かにゃいけんよって、1回300円の毎月会費、その支払いもそうなんですけども、それまでにいろんなレクチャーを受けなければいけない、それからいろんな面談もしなければいけない、何回も行ってお願ひしたけども、毎月会費だけは300円きっちり年間それで3,600円払わされているけども、仕事は一回も来たことがない、こういうふうな、要は答えが返ってくるんですね。それで、特に古い方は仕事はあるみたいですが、新しい方は仕事がありません。しかも、1人がその会員を紹介すると1,000円のクオカードをくれると、それも紹介した人と紹介された人、お二人にです。3,600円の会費を取っておいて、1,000円ずつのクオカードを配るわけですよ。それを知ってる利用者の方は、もう総社市シルバー人材センターって金が余っとなじやろうなって、市はどれだけこれを補助してるん、そういう答えが返ってくるんです。そういうの聞いたことありますか。

○溝手宣良委員長 長寿介護課長。

○小原靖子長寿介護課長 仁熊委員からの御質問にお答えいたします。

ワンストップ窓口ということが紛らわしくないように、今後は分かりやすく説明させていただこうと思っております。

それから、次に質問がありましたクオカードの件につきましては、今初めてお伺いいたしました。

○溝手宣良委員長 仁熊委員。

○仁熊 進委員 公から補助金が出るわけなんで、これしっかり総社市シルバー人材センター、必要なものだと思いますし、総社市においてはこのシルバーワークプラザの委託ということで総社市シルバー人材センターをお願いしてるわけなんで、しっかりとその施策のやり方については担当課で一遍調べられて、助言なり改善なりしていただきたいとは思っていますので、よろしくお願ひいたします。

○溝手宣良委員長 長寿介護課長。

○小原靖子長寿介護課長 ありがとうございます。今後調査し、検討してまいりたいと思います。

○溝手宣良委員長 頓宮委員。

○頓宮美津子委員 第3款民生費、第1項社会福祉費、第6目老人福祉費、高齢者補聴器助成事業、調書でいくと、ページ132、予算書で言うと116から119ページです。

これ仁熊議員が一般質問されて、高齢者のための補聴器の購入助成金となっておりますが、これ5万円で50人ってなっていますけれども、この補聴器、どこのお医者様に行って診断書を書いていただいて、処方箋ですか、それをどこの眼鏡屋さんとか、どこの補聴器を売ってるお店に行っても買えるわけではなくて、伺った耳鼻咽喉科と連携しているお店でしか購入することができないので、例えば行きつけの眼鏡屋さんとか、そういったところでは買えないんで、認められているところで買うとかなり高額なものが5万円まで助成ができるようになってるんですが、難聴の度合いによってはもう少し軽微なもの、安いものでも十分聞こえるものも今どんどん出てるので、福祉の増進に資することを目的とするのであれば、もう少し間口を広げて、安いものでも買えるようにという、広げるというのは難しいんでしょうか。これいいなと思っても、あそこに行かなきゃいけないとか、何か何十万円以上のものを買わないと5万円の助成が受けられないとか、そういう御相談がちょっとあるので、この辺のもうこれはどうなんでしょうか。

この調書には、前年度最終予算額って括弧があるんですけど、急にこの制度がなくなるわけではないですね。

○溝手宣良委員長 長寿介護課長。

○小原靖子長寿介護課長 頓宮委員からの御質問にお答えいたします。

一つ目の連携している眼鏡屋でしか買えないというお話でしたけれども、こちらのほうは病院と連携しているという眼鏡屋を指定しているわけではなくて、認定補聴器技能者という補聴器について詳しい、その人に合った補聴器を提案してくれる専門家のいらっしゃる眼鏡屋というふうにしておりますので、病院と連携している眼鏡屋、補聴器屋というわけではございません。

それから、二つ目のお話ですが、なかなか高価で、安価なもののほうがいいというお話ですが、こちらのほうの補聴器というのは医療的助言、医療的見解を基に補聴器を推奨していくものであって、その人に合った補聴器を医者の方から診てもらって、それからまた認定補聴器技能者が見てもらってということにしておりますので、金額については高額なものを買われる方もいらっしゃいますし、そこまで何十万円というわけでもない金額のものを買われる方もいらっしゃいます。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 頓宮委員。

○頓宮美津子委員 よく分かりました。

では、そういう御認識、間違った認識を持っていらっしゃる方も多いのではないかなと思うので、その辺再度徹底していただけたら、もっと広がるかもしれません。

○溝手宣良委員長 長寿介護課長。

○小原靖子長寿介護課長 ありがとうございます。

改めて市民の方々へ周知徹底してまいりたいと思います。

○溝手宣良委員長 仁熊委員。

○仁熊 進委員 頓宮委員と同じところの質問になります。ちょっと確認させてください。

現時点で今年度利用実績はどうなってますか。

○溝手宣良委員長 長寿介護課長。

○小原靖子長寿介護課長 仁熊委員からの御質問にお答えいたします。

10月から開始をしまして、今現在5件の申請決定を行っております。

以上です。

○溝手宣良委員長 仁熊委員。

○仁熊 進委員 ありがとうございます。

5人の方でも助かったというのは非常に喜ばしいことだとは思いますが、これ250万円の予算について5件、25万円ですね。これ少ないと思いませんか。

それともう一つ、頓宮委員も言われたけど、高価なものです。実際非課税世帯でこれが補聴器、30万円、40万円するものをね、5万円の補助金をもらって、じゃあ残りの25万円、35万円というお金を自腹で払うわけなんですけど、これ払えますかというところなんですよね。これは見直しというか、考えは持たれませんでしたか。

○溝手宣良委員長 長寿介護課長。

○小原靖子長寿介護課長 仁熊委員からの再度の御質問にお答えいたします。

10月から250万円の予算をつけて、少なくないかとのお話ですけれども、当初予算を計上するに当たり、他市の状況等を鑑みて金額を設定したところではございますけれども、少ないと言えませんが、申請は倍の10件ほどありました。御相談の中でお話をしていく中で決定になったのは5件でございます。

それともう一つ、非課税世帯については高価ではないかというお話でございますけれども、医療的な身体に取り付けるものというふうに考えますと、安価なものではその方の耳に合ったものがないかなつかないということを言っている医者もございますので、非課税世帯についての検討もしてまいりましたけれども、他市の状況等を鑑みて、非課税世帯でこのまま来年度も予算計上させてもらったところです。

以上です。

○溝手宣良委員長 仁熊委員。

○仁熊 進委員 ありがとうございます。

福祉の先進都市を目指している総社市において、他市と同等というのはいかがなものかとも思います。他市と一緒にいいんじゃないかと、別にそんな先進的だとか、全国屈指の福祉都市だとか言わないでほしいなと思いますので、今後ともしっかり検討してみてください。よろしく願いいたします。

○溝手宣良委員長 長寿介護課長。

○小原靖子長寿介護課長 ありがとうございます。

こちらのほうの高齢者の補聴器の補助でございますけれども、子どものほうも同じように助成しております。そこでも非課税世帯とそれから課税世帯では金額を分けております。今後検討してまいりたいと思います。

以上です。

○溝手宣良委員長 改めて、質疑をされるときには調書か、または予算書なのか、ページ数を先に言っていて、それから款項目順番に言って、事業名はちゃんと言ってください。お願いします。

山名副委員長。

○山名正晃委員 調書144ページ、第3款民生費、第2項児童福祉費、第1目児童福祉総務費、特例保育施設助成事業、いわゆる認可外保育施設の助成事業という部分ですけども、これが令和6年度と比べてかなり上がっております。市長のほうも認可外保育施設に力を入れていくんだという話がありましたけども、ここの中で保育環境整備事業のことに關してですが、ここ内訳が環境整備給食改善支援に450万円、児童受入支援、これは令和6年度にありました。あと、幼稚園の送迎、これ30万円で、開設等施設整備、これに900万円があります。ちょっとそれぞれ、環境整備というものはどういったものを指すのか、開設等の施設整備もありますけども、これは新しく認可外保育施設をつくるときに助成をしていくのかということ、あともうここにある幼稚園の送迎、これというのが、認可外保育施設が車を持って、それを送迎していくのか、ちょっとここのところの詳しいところをお聞かせください。

さらに、ここには令和6年度のときにはあったんですけども、県の監査で指導を受けている園があるというふうに前年の調書には載っておりました。ただ、その資料に關してはどういうふうになったのか、この令和7年度の環境整備とかを出すことによって改善されるのかどうか、それをお聞かせください。

○溝手宣良委員長 こども夢づくり課長。

○大西隆之こども夢づくり課長 山名委員の御質問にお答えしたいと思います。

今年度、本年から始めております特例保育施設助成事業でございますが、来年度、令和7年度です、ね、こちらのほうを拡充してまいりたいと考えております。

こちらの拡充内容ですけども、先ほど言われておりましたけれども、環境整備、幼稚園の送迎、こういったものは今年度と同様でございます。給食の改善支援、こちらのほうが来年度から新たに加えたものでございまして、給食の品数の増加、また内容の質の向上、こういったものを見込んでおるところでございます。

幼稚園の連携といいますか送迎、こちらのほうですけども、こちらは今年度もあるんですけども、こちらは各認可外保育施設、こちらのほうでも車を所有されてるところが幼稚園の送迎をし

ていただいているというような状況になっておりまして、こちらのほう特定の園でしているところでございます。今のところ5施設中2施設で実施のほうをしているところでございます。例えば昭和のあそびのきちおひさまですね、こちらのほうで幼稚園からの送迎等をさせていただいてるところでございます。

あと、新規の内容としましては、住宅の改修、こういったものを来年度からは追加で加えてるところでございます、こちらに移転の改修であったり、定員の増、こういった改修に伴いました施設改修、こういったものにつきまして幾らかの補助を見込んでいるところでございます。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 山名副委員長。

○山名正晃委員 すみません、幼稚園の送迎が今年度もあったのをちょっと失念しておりました。申し訳ありません。

給食の改善支援というのがあるんですけども、これは品数を増やしてくれとか、こういう栄養が取れるように使ってくれという、その部分なのか、人を雇う部分であるのかというところ、どちらかということと、あとは施設改修という分があるんですが、そこが賃貸であったりとか、なかなか改修というふうなのは、広げるって言ったって、なかなかその土地というか、その建物がそれ以上なければ広げることはできないというのもあるんですけど、例えば別の場所を借りるだとか、そういうところにも適用されるのかどうかというのをお聞かせください。

○溝手宣良委員長 こども夢づくり課長。

○大西隆之こども夢づくり課長 山名委員の再度の御質問にお答えしたいと思います。

給食費につきましては、人の雇用とかではなくて品数や品質の向上で、おかず、副食を1品増やすとか、質の内容を若干向上させるとか、こういった内容に盛り込んでいるところでございます。

あと、施設の改修ですけれども、確かに賃貸であればそういった改修がなかなか難しいところはございますけれども、また新たに施設を借りるであるとか、新たに施設の新設、そういったことにつきましてもこちらを見込んでいるところでございます。

すみません、先ほど冒頭の御質問にございました県の指導監査、こういった指導監査につきましても、県の指導監査に入られて、そちらで指導、監査上、証明ですよ、適正と認められましたら、証明がいただけるんですけども、そういった証明がいただけた施設につきましての補助という形で今実施をしているところでございます。こういった指導監査に証明等、適正である証明等の内容がいただけるよう、そういったことも、市のほうとしましても指導と助言のほうをさせていただいてるところでございます。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 仁熊委員。

○仁熊 進委員 それでは、予算調書の123ページ、第3款民生費、第1項社会福祉費、第6目老人福祉費、事業名が給食サービス事業です。これに書かれている931万8,000円、この予算につき

まして事細かにその単価と食される、要は給食の数を挙げられております。

これ250円の給食が3,050食、それから山間地への40食が350円、12箇月分あるとあります。これについて利用されている方の人数が分かれば教えてください。それから、これどういうシステムと
いうか、どういうサイクルで、どういう条件で配達されているのかというところを、申し訳ありませんけど、ちょっと教えてください。

それからもう一つは、「事業実施のための課題」等に、高齢者人口の増加に伴い利用者が増え、事業費が増加していると書かれてはいますが、予算には反映されてません、去年実績と同じものが
出されております。これで十分なのでしょうかというところをお伺いしたいと思います。よろしく
お願いいたします。

○溝手宣良委員長 長寿介護課長。

○小原靖子長寿介護課長 仁熊委員からの御質問にお答えいたします。

人数についてですけれども、登録者数につきましては200人弱でございます。

食数ですけれども、登録者数200人弱と申しまして、食数につきましては1人が週に1回であ
ったり、週5日までマックス行けますので、週5日取られる方もいらっしゃいますので様々でござ
いまして、月の平均では約2,100食を提供させていただいております。

システムにつきまして、そのサイクル、条件等につきましてですけれども、こちらのほうは高齢
者の方で65歳以上、おひとり暮らしの方、高齢者世帯のみの方ということで、地域包括支援センター
のほうの方が関わっていらっしゃいます。詳しく説明等をさせてもらって、生活状況等もお伺いし
て、買物に行きづらいであるとか、調理が困難であるとかというお話をお伺いしたときに、では給
食サービスをお使いになりますかというお話をさしあげて、給食サービスの提供事業者をそこで決
定されて、それからの給食サービスの提供になりますので、そこで週に何回かとかというお話をさ
せてもらうことになっております。

予算調書の課題等のところにある人口の増加に伴いということで、十分かということでござい
ますけれども、登録人数は増加しておりますが、食数については様々でございまして、ただ人数が増
加しているということでマックス5日使ってしまうと、かなりの金額が行くというふうに積算して
おります。

それから、実際の食事につきましては、本人負担分もございまして、250円、350円とあります
けれども、食事によっては本人の負担が高くなっている食事もございます。

以上です。

(「ありがとうございます。以上です」と呼ぶ者あり)

○溝手宣良委員長 小野委員。

○小野耕作委員 今の仁熊委員の質問と給食サービス、同じ質問をさせていただきます。

これたしか2年前、3年前に、もともと地域でやってた給食サービスというものが、地域での助
成金がなくなってこちらに移行したと思うんです。今の現状でいったら、ただ配ってるだけになっ

てないですかということです。やはり高齢者のところに持っていくときに安否確認であるとか、いろんなことがあったと思うんですが、そういう、こういう体調の悪い方があったので発見しましたとか、何かそういう報告とかは上がってきてますでしょうか。

○溝手宣良委員長 長寿介護課長。

○小原靖子長寿介護課長 小野委員からの御質問にお答えいたします。

地域での助成がなくなってこちらにというお話ですけども、数年前になくなった給食サービスというのはこの事業ではなくて、社会福祉協議会のほうで行われていた給食サービスだと思いますので、この事業は引き続き行っております。

それから、ただ配っているのではないかというお話ですけども、こちらのほうは安否確認を条件としておりますので、そのことを給食サービス会社にも言うております。実際に行かれて、ドアにかけるのではなくて、本人さんに会ってから印鑑をいただいておりますというのを事業者には言うておりますので、そこは確認をしているところです。実際どうであったかということもございますけれども、お弁当の配食業者からというのは直にはございません。もし何かあったときには、すぐ地域包括支援センターなどに連絡をして、解決していることもあるかもしれませんけども、市のほうに届いている安否確認でどういう状況だろうというお問合せがあったことはございません。

その事業者に対しても、安否確認を条件としておりますので、それができない事業者というのは撤退をされるところもございます。

以上です。

○溝手宣良委員長 小野委員。

○小野耕作委員 当然社会福祉協議会がしていた分です。それがなくなって、こっちのほうに移行する、こっちの給食サービスをやっていくという回答だったんです、その当時。しっかり見ていくといった中で、いろいろトラブルもあったりとかと思うんですけど、そういう報告がちゃんと市側に上がってきてるのか、ないわけではないので、必ずあるので、それを今後、いま一度ちゃんと実態把握をしていただいて、業者のほうにも周知徹底をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○溝手宣良委員長 長寿介護課長。

○小原靖子長寿介護課長 小野委員からの再度のお話についてお答えいたします。

実際にお弁当を配送して、何かあった、何か事件が起きたということはございませんが、お弁当を配食しているところを、ドアノブにかけているんじゃないかというお話があったことはございます。そこについては、その事業者についてアセスメントをこの春に行っておりますし、もう一箇所について、今年に入ってから行っております。ですから、そういうお話があれば、すぐ地域包括支援センターのほうに御本人様にアセスメント、それから市のほうから給食事業者の確認を行っております。今後そのようなことがないように気をつけてまいります。ありがとうございます。

○溝手宣良委員長 萱野委員。

○萱野哲也委員 ありがとうございます。

せっかくなんで、僕も給食サービスのことは、これいい事業だと思いますよ。

これ去年、うちのおやじがこれで見つけてもらったんです。ありがとうございます。いや、本当にまさにそのとおりで、安否確認、リアルに入ってきたの、お父さん連絡つかないんだって。弁当、昨日も連絡つかなくて置いて帰ったんだけど、昨日の弁当がそのままあるんだと、それは土日で、やはり連絡つかないなといって、玄関も閉まっていたので、窓から外の2階のほうから入って、これ実際にリアルのいい話なんですけれども、僕が言いたいし、また小野委員も言ってるのが、多分それ調べなかったでしょう、うちのおやじだって。

いやいや、うちのおやじがどうたらじゃないんですけど、市のこの事業として実際に、ああ、こういうことでこの事業というのは生かされたんだという把握が今行われてなかったでしょう。行われてますか。そういうものをやっぱりしっかりと情報収集して、いや、こういう案件があって、こういうことをやって、この事業というもののそのものがちゃんと成果が出てるんだというものをやっぱり把握をして予算を組んでいく。これが実際に効果がなければ、これ見ても、いいよいいよって、近所の人がよう見てくれようし、これ要らんがなという場合もあるかもしれない、かもね。だけど、僕の場合は、これはいいなと思ったんで、それはやっぱりそういうふうな実際にあったこととかをそちらでよく調査して、実態把握を調査して、この事業を進めていただきたい、僕はそういう思いですし、小野委員も多分そういうことが言いたかったんだと思うんですけども、その点いかがでしょう。

○溝手宣良委員長 長寿介護課長。

○小原靖子長寿介護課長 萱野委員からのお話についてお答えさせていただきます。

実際いいことがあったよというお話については耳には入ってきておりますけれども、報告書として上がってきているわけではなくて、事件とか事故とかについては今ございませんというお答えをさせていただきました。

給食事業者の報告の中に、よかったよということはなかなか入ってこないところもありますので、そのあたりについても確認させていただこうと思います。ありがとうございます。

○溝手宣良委員長 村木委員。

○村木理英委員 調書139ページ、第3款民生費、第2項児童福祉費、第1目児童福祉総務費、子育て支援短期利用等事業委託料、病児病後児保育事業委託料、これ利用状況はいかがでしょうか。

それと、小児科医は、これたしかいないと思うんですけど、どのようになっていますか。

○溝手宣良委員長 こども課長。

○木田美和こども課長 村木委員の御質問にお答えします。

11月から新たに総社市病児病後児保育事業の委託を薬師寺慈恵会といたしております。利用実績ですけれども、毎月報告書のほうを提出していただいております、1日利用延べ人数については

20人を超えているところです。1日平均人数が1.6人から7人ということで、昨年度の三宅内科小児科医院で行っていた病児病後児保育室と同じ利用数の実績状況でございます。

それから、薬師寺慈恵会のほうには小児科医がいないということですが、薬師寺慈恵会のほうに勤務されておられます医師、それから小児科医が岡山大学病院のほうから木曜日に来られているというふうな現状もあります。今現在のところ利用者の方から何か問い合わせ等、苦情等は今のところございませんし、毎月利用状況の実績報告を出していただいているところで、薬師寺慈恵会と運用状況、それから利用状況、こういった方が利用されてるかということを協議しておるところでございます。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 村木委員。

○村木理英委員 年末年始に感染症が大分はやりまして、大変なことだったと思うんですけども、そのときに利用者が小児科医がいないということに関して不安はなかったということよろしいですか。

○溝手宣良委員長 こども課長。

○木田美和こども課長 年末年始、先ほどの利用者数の12月、1月のほうが非常に増えていた現状があります。総社市民の方延べ26人、それから岡山市民の方延べ3人、1月の利用実績でございますけれども、利用されておりまして、必ずかかりつけ医、小児科医での意見書、お薬等の処方箋のほうを持ってこられて、必ず病児保育室を利用する場合には薬師寺慈恵会の医師の診察を受けていただいて利用というふうなことを受けておりますので、今現在そういったお問い合わせ等はないという現状でございます。

○溝手宣良委員長 村木委員。

○村木理英委員 今後この体制は変わらないと、小児科医を増やしていくとか、そういう計画はないということよろしいですか。

○溝手宣良委員長 こども課長。

○木田美和こども課長 薬師寺慈恵会の医師につきましては、小児科医のほうも木曜日に来られているというふうな現状がございます。そして、吉備医師会等の報告もさせていただきましたけれども、やはりこの病児保育室というものは市で出生数の対割合を見てみましても、1箇所は現状で必要であるというふうに認識しております。小児科医の御協力もさることながら、医師の確保については昨今の小児科医、なかなか人数が少なくなっている現状ではありますけれども、そういった体制のほうも今後含めて検討といいますか、考えてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 山名副委員長。

○山名正晃委員 調書150ページ、第3款民生費、第2項児童福祉費、第2目児童措置費、幼児教育・保育無償化関連経費です。昨年度と比べますとちょっと減額をしているんですが、「事業実施

のための課題等」に事務負担が増加しているというふうに書かれてまして、昨年は、この令和6年度は幼保無償化事務補助がお一人、会計年度任用職員として採用されております。ですが、令和7年度はこちらがおりません。事務負担が増加している中で、ここのところの事務は大丈夫なのかなというところが1点と、あとは調書の156ページ、第3款民生費、第2項児童福祉費、第4目児童福祉施設費、保育所等管理経費、この中で乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度というところだと思うんですけども、ここのところがちょっと補助の方が増えていますよ、その下の委託料の中で「850円×5時間×2人×2か所×243日」というふうにあります、この2箇所、こども誰でも通園制度、これを来年度から試験的にやっていくんだという話ですけども、ここに関してやっていただけるこの保育所というのが、ある程度もう決まっているのか、これもう4月1日から始めることができるのかというところ、ちょっとここの2箇所、お聞かせください。

○溝手宣良委員長　こども夢づくり課長。

○大西隆之こども夢づくり課長　山名委員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、幼児教育・保育無償化関連経費の減額につきましてですけれども、こちらまず幼保無償化事務、こちらの事務補助員の人件費が令和6年度までは国庫補助の対象となっておりましたけれども、本年度でそちらの補助が終了ということになってしまいました。もちろん事業自体は継続して行っているところでございますが、こちらの目的での事務補助員の人件費に補助がつかないという形になりましたので、非計上とさせていただきます。

その反面、先ほど御質問にもありました乳児等通園支援事業、こちらこども誰でも通園制度と言われているものですが、こちらへの取組の事業につきまして令和7年度からは実施のほうを検討していきたいと考えております。

こちらの乳児等通園支援事業ですけれども、令和7年度、来年度は体制をまず整備した上で試行的な実施を検討しておるところでございます。令和8年度からの国の給付制度としてこちらを本格実施ということで行う予定と、一応今の時点では検討を予定してるところでございます。

令和7年度におきましては、4月から事務補助員を配置しまして、国の基準に基づきます例規の整備、こういったものとか、国の支援システムを活用しました基幹となるタブレットの機器の購入、また事業を実施する相手方との委託内容の協議であるとか契約内容、こういったものを相手方と進めていきたいと考えておりまして、4月すぐには実施のほうはちょっとなかなか難しいところはあるんですけども、準備が出来次第、こちらの実施のほうを検討していきたいと考えております。

また、体制が整いましたらホームページとか広報紙、こういったものを活用させていただきまして、必要とされる方に利用していただけるように広く周知のほうを検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○溝手宣良委員長　頓宮委員。

○頓宮美津子委員 調書ですと136ページ、予算書は110ページ、第3款民生費、第2項児童福祉費、第1目児童福祉総務費、都市児童健全育成事業、児童クラブのことなんですけれども、この6年生までいるところと、入れないところも今の段階でありますけど、この補助金というのは4月1日時点で登録した人数で補助金が決定をして出されるのではないかなと思うんですが、また今、先週の金曜日、NHKで報道されていましたが長時間開所加算の問題で、総社市がそういうことが間違っていて認識されていないかどうかという確認をぜひしていただきたいなと思ったんですが。いわゆる国が長時間開所加算をしているのは、授業が終わって子どもが来る時間から計算をして6時以降になってる部分の加算、増えた分の加算で要求をしている。ところが全体のそれをやっているところの94%が準備の段階で、指導員が入った時点からもう開けてるということで、そうするとほとんど長時間加算になってしまうので、そこで国は改めると言っていましたが、そういう今年度もかなりのお金が下りてますけど、4月1日で、4年、5年、6年はかなり毎日来なくなってくるので、その部分かなり余裕は出てくると思いますが、それはもう登録人数で補助金が下りるのでいたしかたないと思いますが、この総社市において長時間開所加算を、この予算書では書いてないので、これはもらっていないと考えてよろしいですか。

○溝手宣良委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 頓宮委員の御質問にお答えいたします。

まず、長時間開所加算は、本市では今のところ実施はしておりません。

また、人数の決定ですが、実際の4月1日の在籍人数と申しますよりも、開所日数も補助金に影響してきますので、1年間を通してその児童の利用率、また開所日数を基に試算をして、翌年度になるんですけど、その差額で精算をして適正価格、委託金に精算をしているという状況でございます。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 頓宮委員。

○頓宮美津子委員 そうすると、例えばローテーションをしているところは、そのローテーションで行かない子どもはその日は参加していないけれども、来ているとして計算されているというふうに考えていいんですか、補助金関係ですけど。

○溝手宣良委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 頓宮委員の再度の御質問にお答えいたします。

すみません、開所日数とそこの人数、利用者の人数を基に補助金の金額が決まりますので、基本的にローテーションをしている児童クラブは規定の人数を超えている、利用者の実人数、ローテーションでも実人数でカウントされてますので、そこに所属というか、申込みをしている人数と開所日数で金額が決まってくるという状況です。

○溝手宣良委員長 もう答弁、以上でよろしいですね。

答弁、続きがありますか。続けられますか。

学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 すみません、訂正をいたします。

その日に利用した実人数を基に委託金の試算になっております。

○溝手宣良委員長 ちょっと休憩します。

休憩 午後 3 時17分

再開 午後 3 時18分

○溝手宣良委員長 休憩を閉じて会議を開きます。

学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 頓宮委員の御質問にお答えします。

在籍の人数に関係なく、その日の利用者の人数を基に補助金を計算しています。

以上です。

○溝手宣良委員長 山名副委員長。

○山名正晃委員 同じく都市児童健全育成事業のことに関してです。

補正予算のところでも話はありませんでしたが、施設整備のことに関して総社中央小学校が何とか今年度中にしっかり話をつけていくんだというところですが、その話し合いをこれからどうしていきますかというところと、あとは今度山手小学校も増やすというところで、前回委員会のときにも資料が示されました。山手小学校のやまっこ児童クラブは、定員が70名に対して今127名入っていると、先ほど頓宮委員の加算の部分にもありましたけども、これ70名の定員に対して127名が入っていて、1年生から4年生まで今入ってますよ、5年生、6年生はゼロ人ですよというところなんですけど、ただ対象学年としては通年が1年生から6年生まであります。この山手小学校のことに関して、これはもう5年生、6年生の受け入れをしっかりやっていく、もしかしたら募集しても入らない、これで今70名に対して127名が入ってるので、その施設を大きくしたいというところの要望からこれが来ているのか、その山手小学校に対してもどこに造って、どういう体制でしていくのかというこの2点、お聞かせください。

○溝手宣良委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 山名委員の御質問にお答えをいたします。

まず、中央小学区ですが、今後この予算が成立しましたら、4月の早々には入札を行って、建設のほうをしていきたいというふうに考えております。その準備段階としまして、もう今年度で事業をしようと進めてましたので、仕様のほうは固まって、今入札の準備をしているという状況でございます。

また、山手小学校区の放課後児童クラブですが、今後の児童数の推移から、明らかに今の状態では入らないということが予想ができました。それをもちまして、今敷地内に1年生から6年生まで入れるように、敷地内に今のところ予定では4部屋を造って、もうそちらへ全て児童クラブを移すという方針で計画を進めているところでございます。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 山名副委員長。

○山名正晃委員 ということは、中央小学校のことに關しては、補正予算のときにもありましていろんな問題を、話し合いも全部済んで解決されたという認識でよろしいでしょうかというところと、山手小学校なんです、じゃあ今既存でやってるこの70名の定員を増やして、もう新しいところへ、これ言うたら定員数を何名まで増やす予定なのか、この2箇所をお願いします。

○溝手宣良委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 山名委員の再度の御質問にお答えします。

まず、中央小学校区のほうですが、各関係の方々との話は協議のほうで済んでおりまして、一応準備のほうは整っております。また、今の定員で入れない、今の施設では利用できない児童も一時的に小学校の部屋を借りて、建設までは対応できるように準備を進めているところでございます。

また、山手小学校区のほうですが、定員は今の予定では、法的には160人が入る施設を予定しております。そちらで現在のところ、1年生から4年生まで127名ですので、6年生まで対応できるというところになります。

以上です。

○溝手宣良委員長 他に質疑はございませんか。

頓宮委員。

○頓宮美津子委員 以前報告をいただきましたけれども、常盤小学校と総社東小学校の施設は夏休み、2学期から、それはもう間違いなく開設できるのでしょうか。

○溝手宣良委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 頓宮委員の御質問にお答えします。

東小学校区の放課後児童クラブのほうは夏休みまでにはできるということで、業者のほうとは話をしております。また、常盤小学校のほうも夏休みには完成するという方向で業者のほうと話を進めて、完成を目指しているところでございます。

以上です。

○溝手宣良委員長 それでは、他に質疑はございませんか。

山名副委員長。

○山名正晃委員 調書174ページ、第4款衛生費、第1項保健衛生費、第1目保健衛生総務費、産後支援事業に關してです。ここの中で産後ケア事業委託料というのがあります。令和6年度から比べると増額をされております。

産後ケアのことに關してなんです、今、総社市の案内でも7日使えるんですが、1日目から5日目までと、6日、7日目の助成額が違まして、ちょっと6日、7日になると助成額が低くなるとありますし、多胎のことに關しても1日目から5日目までは助成があつても、6日、7日は助成がないというところなんです、この増額をされてるんですが、このところを是正するところがあ

るのかというところと、単純にこの増額の根拠をお聞かせください。

○溝手宣良委員長　こども課長。

○木田美和こども課長　山名副委員長の御質問にお答えします。

産後ケア事業につきましては、国の母子保健医療対策総合支援事業として創設された事業であり、総社市では平成30年6月から実施しております。その後、国のほうでも令和3年度から市町村に対しまして母子保健法が改正されまして、産後ケア事業の実施を努力義務化としております。また、令和5年6月13日に閣議決定されましたこども未来戦略方針におきまして、産後ケア事業で利用者の負担軽減措置を全ての世帯を対象に拡大して実施するというふうな通知のほうがありました。国の交付要綱、基準がありますけれども、住民税非課税世帯等の利用料減免加算は5,000円、課税世帯では1回から5回を上限で2,500円の利用料金加算が示されたところです。

そこで、本市としましては8月に従来の助成額を拡充し、御案内のチラシのような表記の助成となりました。既に4月から7月末に利用された方につきましては、償還給付対応を行ったところでございます。

令和7年度の予算を令和6年度より増額しているのは、やはり利用者の数が非常に増えてきております。令和5年度の実績は、延べ59人利用されておりました。今年度、今の段階で90人を超えそう、100人になるかもしれないという見込みを持っております。

そこで、他市の状況も見まして、15市の助成額の調査から総社市がちょっと助成額が低い状況にありました。そこで、岡山市、倉敷市と同程度に増額して、令和7年度は計上しているところでございます。

また、山名副委員長が言われておりました回数制限もなくした助成の方をする予定でございます。

以上でございます。

○溝手宣良委員長　山名副委員長。

○山名正晃委員　ありがとうございました。

かなり増えているということで、総社市も市外から来られる方もだんだん増えてきたんで、こういったケアが必要になってくるのかなと思います。いろいろ不安感がありますし、それを解消するためにも重要な施策であるかなと思います。

助成額が上がるということで、ということは倉敷市ぐらいの、言えば短期入所型でいうと1回当たりが1万7,000円ぐらいになるのかというところと、あと産後1年以内の母親と子どもというふうになってますが、この4月から生まれた子を対象ではなくて、遡ってそういう人たちも使用できるのか、ただ今はもう3月ですね、この3月で生まれた子どもと親に対しても、この令和7年度に入った時点でも同じような助成額になるのか、それは多分使われたタイミングだと思うんですけども、このところはどういうふうにされるのでしょうか。

○溝手宣良委員長　こども課長。

○木田美和こども課長 山名副委員長の再度の御質問にお答えします。

産後１年以内に利用できるということで、それを使われたタイミングでの助成額として使用していただくというふうに考えております。

助成額につきましては、倉敷市と同じショートステイ、短期入所型の１万7,000円を計上しております。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○溝手宣良委員長 ないようでありますので、この際しばらく休憩をいたします。

この際、私より申し上げます。

以後の審査に関係のない説明員の方はここで退席願います。

それでは、約10分間休憩いたします。

休憩 午後３時31分

再開 午後３時40分

○溝手宣良委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第10款教育費のうち、第１項教育総務費から第４項幼稚園費までの審査に入ります。

それでは、当局の説明を求めます。

教育総務課長。

○藤原直樹教育総務課長 それでは、第10款教育費のうち、第１項教育総務費から第４項幼稚園費までにつきまして御説明をいたします。

予算書182、183ページを御覧ください。

第１項教育総務費、第１目教育委員会費274万7,000円につきましては、教育委員会に要する経費で、教育長を除く委員４人の報酬が主なものでございます。

同項第２目事務局費２億4,516万2,000円につきましては、教育委員会事務局に要する経費で、教育長及び職員23人分の人件費のほか、学校自由枠交付金などを計上いたしております。

続きまして、184、185ページを御覧ください。

同項第３目教育振興費４億3,840万6,000円につきましては、ふれあい教室運営経費や特別支援教育教科指導など学校力の向上を図るための教員加配事業、海外ホームステイ事業などに係る経費、また英語教育等推進事業に要する経費や情緒障がい通級指導教室を含む特別支援教育推進センター運営のための経費、義務教育学校における魅力ある学校づくりに関する経費などでございます。

このうち主なものですが、第１節報酬から第８節旅費までは、特別支援教育講師や補助員、学校適応促進事業として実施しておりますふれあい教室指導員、カウンセラーなどの会計年度任用職員の報酬等、また市外で開催されます人権教育研究会などへの参加旅費や研修会の講師招聘旅費並びに海外ホームステイ引率者の特別旅費などでございます。第10節需用費は、英語教育等推進事業、

通級指導教室推進事業に係る教材その他消耗品や広報用の印刷物に要する経費などがございます。

第11節役務費は、学校教職員の健康診断手数料などで、第12節委託料は、外国語指導助手を各学校、幼稚園へ派遣するための経費、義務教育学校へのスクールバス運行経費などがございます。第13節使用料及び賃借料は、ふるさと探訪学習のバス借上料や学校図書室の検索システムのリース料などがございます。第17節備品購入費は、浅野基金を活用した学校図書の整備経費などがございます。第18節負担金、補助及び交付金のうち、日本スポーツ振興センター負担金は、園児、児童生徒の事故に対して補償するもので、人材養成補助金は海外ホームステイに参加する中学生に対し補助するものがございます。

続きまして、186、187ページを御覧ください。

第2項小学校費、第1目学校管理費3億2,934万4,000円につきましては、小学校13校及び義務教育学校前期課程、1－5アクティブキャンパスの校務や維持管理等に係る経費でございます。

このうち主なものですが、第1節報酬から第8節旅費までは、学校図書館司書などの会計年度任用職員の報酬、業務員の人件費、学校医の報酬などがございます。第1節需用費は、学校に必要な校務用の消耗品のほか、燃料費、電気代、上下水道料などの光熱水費及び施設の修繕料でございます。第11節役務費は、学校で使用する電話代や児童の健康診断手数料などがございます。第12節委託料は、校務用サーバー、ネットワーク機器等の保守に係る委託料のほか、施設の維持管理等に要する委託料でございます。第13節使用料及び賃借料は、学校グループウェア等の賃貸借に係る経費で、第17節備品購入費は、机、椅子などの購入費でございます。

続きまして、188、189ページを御覧ください。

同項第2目教育振興費1億4,325万2,000円につきましては、学校教育を充実させるための経費を計上いたしております。

このうち主なものですが、第10節需用費は、デジタル指導書利用ライセンスの購入などがございます。第12節委託料は、GIGAスクールに係るクラウドサービス等の保守委託料などがございます。第13節使用料及び賃借料は、陸上競技会等のバス借り上げやICT活用の事業推進に係るリース料などがございます。第17節備品購入費は、学校図書や教材用備品等の購入費でございます。第19節扶助費は、就学援助費が主なもので、学用品費、修学旅行費などを基準額以下の世帯に対して援助するものがございます。

続きまして、第3項中学校費、第1目学校管理費1億4,970万5,000円につきましては、中学校3校及び義務教育学校後期課程、6－9フロンティアキャンパスの校務維持管理等に要する経費でございます。

このうち主なものですが、第1節報酬から第8節旅費までは、学校図書館司書などの会計年度任用職員の報酬、業務員の人件費、学校医の報酬などがございます。第10節需用費は、学校に必要な校務用の消耗品のほか、燃料費、電気代、上下水道料などの光熱水費及び施設の修繕料でございます。第11節役務費は、学校で使用する電話代や児童の健康診断手数料などがございます。第12節委

託料は、校務用サーバー、ネットワーク機器等の保守に係る委託料のほか、施設の維持管理等に要する委託料でございます。

続きまして、190、191ページ、第13節使用料及び賃借料でございますが、学校グループウェア等の賃貸借に係る経費でございます。第17節備品購入費は、机、椅子などの購入費でございます。

次に、同項、第2目教育振興費1億125万9,000円につきましては、中学校教育の充実及び中学校の部活動の地域移行のための経費を計上いたしております。

このうち主なものですが、第1節報酬から第8節旅費までは、部活動指導員に係る経費でございます。第12節委託料は、GIGAスクールに係るクラウドサービス等の保守委託料及び部活動指導者育成研修の実施委託料などでございます。第13節使用料及び賃借料は、合同部活動でのバス借り上げ料、部活動で使用する北公園陸上競技場などの使用料とICT活用の事業推進に係るリース料などでございます。第17節備品購入費は、学校図書や教材用備品、楽器の購入に係る経費でございます。第18節負担金、補助及び交付金は、中国大会あるいは全国大会派遣経費助成金で、市外で開催される各種大会に岡山県代表として参加する場合に助成するもの及び令和8年度に開催される全国中学校体育大会の開催地負担金等でございます。

続いて、192、193ページ、第19節扶助費は、就学援助費が主なものでございまして、学用品費や修学旅行費など、基準額以下の世帯に対して援助するものでございます。

次に、第4項幼稚園費、第1目幼稚園費8億6,130万3,000円につきましては、幼稚園15園の管理運営等に要する経費でございます。

このうち主なものですが、第1節報酬から第8節旅費までは、園長のほか業務員、講師、教育支援員などの会計年度任用職員の報酬と、幼稚園の嘱託医の報酬及び幼稚園教諭66人分の人件費などでございます。第10節需用費は、園に必要な消耗品のほか、燃料費、電気代、上下水道料などの光熱水費及び施設の修繕料など、幼稚園の維持管理と預かり保育に要する経費でございます。第11節役務費は、電話代や郵送料、幼児の健康診断手数料などでございます。第12節委託料は、施設の維持管理等に要する委託料で、続く194、195ページ、第13節使用料及び賃借料は、コピー機等の賃貸借に係る経費でございます。第17節備品購入費は、机や椅子などの購入費でございます。第19節扶助費は、市外幼稚園及びやまて認定こども園幼稚部への施設型給付費でございます。

幼稚園費までについては以上でございます。

○溝手宣良委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山名副委員長。

○山名正晃委員 調書の292ページですね。

第10款教育費、第1項教育総務費、第3目教育振興費、学校適応促進事業、ふれあい教室のこともなんですけども、報酬のことに关してです。ここが令和6年度のときは、主任指導員の方がいて、計5名であったのですが、令和7年度は主任指導員の方が計上されておられません。ここの部分とい

うのが、ちょっと人為的な問題がないのかというところと、あとはここの中で児童生徒の学校適応を促進するためとありまして、児童生徒ということは小学生、中学生が対象というふうにはなっておりますが、実際中学生の方が多くて、小学生の子が入るにはなかなか入りづらいというような、実際に不登校の保護者の方からもそういうお話を聞いております。

さらに、この主任指導員の方が計上されていないということは、いないということで、その状況の中で児童生徒、小学生、中学生、両方をしっかりケアすることができるのかというところをお聞かせください。

○溝手宣良委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 山名委員の御質問にお答えします。

まず、主任指導員の計上ですが、これは昨年度もそうだったんですが、今の再任用職員の方が主任指導員のお立場でお勤めをいただいていますので、こちらに会計年度任用職員としての予算計上は、ここでは落としているという現状でございます。実際には今年度も、来年度は未定ですが、主任指導員は在籍はしているという状況でございます。

また、児童生徒の利用のほうですが、確かにここ4～5年は中学生がやはりどうしても多い傾向がございます。進路のことがあったりとか、またどうしてもそこに通室しなければいけないという現状がありますので、中学生は自転車で通ったりすることができますが、小学生は徒歩じゃないといけないところで、やはりどうしても保護者の送迎が必要になってくるという現状もありまして、なかなか小学生の利用が進まないという現状があります。

ただ、過去に平成28年、平成29年のあたりですと、小学生が在籍は19名ほど、中学生が7名というようなときもありますので、そのときにニーズに合った利用は、活用はいただいているとは思いますが、ただ、人数が多くなりますと、どうしてもそこで多い人数がちょっと落ち着かないというような児童生徒もいますので、その辺は今後工夫しながらやってまいりたいと思います。

以上です。

○溝手宣良委員長 他に質疑はありませんか。

小野委員。

○小野耕作委員 調書の303ページ、第10款教育費、第1項教育総務費、第3目教育振興費のコミュニティ・スクール推進事業でございます。

これは、まずお聞きしたいのが、小学校7校、義務教育学校分となっておりますが、7校はどこなのかというのが1点、それともう一点が、多分教育長がこれを導入して推進していくというのを随分前に言われたと思うんですが、全学校にいけない、できてない、この理由をお聞かせください。

○溝手宣良委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 小野委員の御質問にお答えします。

学校運営協議会を今実施しているところは、令和6年度で申しますと、池田小学校、神在小学校、山手小学校が今年度実施をしております。これに加えて令和7年度から、阿曾小学校、秦小学

校、総社西小学校、新本小学校の4校を令和7年度からコミュニティ・スクールを始めるということで、合計7校としております。

また、全ての学校で実施するということにつきましては、毎年毎年一気に全ての学校に広めるのではなくて、少しずつ増やしていきながら、最終的に全ての学校で実施するという予定であります。一応令和7年度を目標としまして、約半数は実施するという目標でやっておりますので、今のところ想定程度で進めている状況でございます。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 他に質疑はありませんか。

頓宮委員。

○頓宮美津子委員 調書の305ページ、第10款教育費、第2項小学校費、第1目学校管理費、小学校一般経費、予算書は186。187ページ、図書館司書の件ですけれども、昨年的一般質問で特に池田小学校と総社西中学校の図書館司書が兼務、これは何とかしなければいけないという御答弁をいただいたんですけど、この予算の中には兼務外れた人数になっているんでしょうか。

○溝手宣良委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 頓宮委員の御質問にお答えいたします。

今年度は学校図書館司書1名増という形を取りまして、こちら今御指摘のところは小学校のほうの配置人数だけをお示しをしています。中学校も含めると、令和7年度は全部で13名、中学校は全て単独配置で予定をしているところでございます。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 他に質疑はございませんか。

山名副委員長。

○山名正晃委員 調書の311ページ、第10款教育費、第3項中学校費、第1目学校管理費の中学校施設維持管理経費です。この中なんですけど、調書の中で修繕料として4,300万円計上されてますが、この内訳の中の通常修繕が500万円と計画修繕が1,884万円、ちょっとこれ合計が合わないんですけども、これ正しくないのかどうか、ちょっと数字、ここは合ってるんでしょうか。

○溝手宣良委員長 教育総務課長。

○藤原直樹教育総務課長 大変申し訳ございません。

ちょっと内訳のほう記載を誤っておりまして、訂正させていただきます。

経常修繕が500万円、それから計画修繕が3,800万円、合わせて4,300万円でございます。

以上です。

○溝手宣良委員長 山名副委員長。

○山名正晃委員 じゃあ、3,800万円が計画修繕ということで、これ小学校のほうは前年度と比較すると計画も通常修繕も変わらなかったんですけど、今回これ中学校の施設だけすごい、じゃあこの計画修繕がもっと2,000万円ほどプラスになってるんですけども、これは計画を何か早めると

か、その部分になるのでしょうか。それともここだけ計画ではあったんですけども、2,000万円プラスで、もう計画の一部だったのでしょうか。

○溝手宣良委員長 教育総務課長。

○藤原直樹教育総務課長 山名副委員長の御質問にお答えいたします。

今回計画修繕、昨年度に比べて増えております。理由といたしましては、令和7年度に特別教室の空調整備を予定しております。その関係で、総社西中学校になるんですけども、ちょっとキュービクルの容量にちょっと不安があるということがございまして、ちょっとキュービクルの改修を予定しておりますので、それに多額の経費を要するということで計画修繕分、増額をさせていただいております。

以上です。

○溝手宣良委員長 山名副委員長。

○山名正晃委員 じゃあこれ、総社西中学校の配電の電気系統の件、実はちょっとそれは総社西中学校のほうからその話は少し聞いてたところがあったんです。エアコンがちょっと使うと効かない部屋が出てくるという、全体的な電力不足でというのがあったんですけども、じゃあそれが今度特別教室でもつくということで、じゃあ全体のことを考えて電気系統をやり替えるというか、不安な部分をなくしましょうという、そういう認識でよろしいでしょうか。

○溝手宣良委員長 教育総務課長。

○藤原直樹教育総務課長 山名副委員長の再度の御質問にお答えいたします。

昨年の夏だったんですけども、キュービクルの容量不足だけが原因かどうかというのは分からないんですけども、急にちょっと停電したことがございまして、多分一度に空調を使って負荷がかかったものだと思いますけれども、そういったこともございまして、来年度新たに空調を設置するということで、キュービクルの容量が不足しているということで、今回予算を計上するものでございます。

以上です。

○溝手宣良委員長 では、他に質疑はありませんか。

萱野委員。

○萱野哲也委員 ちょっと気になったのが、予算調書の288ページ、第10款教育費、第1項教育総務費、第2目事務局費なんですけど、ここ教育長車購入って書いてあって、また具体的な数字が挙がってるんですよ。257万4,000円って具体的な数字を挙げてもらって、250万円ぐらいの車で教育長車というのは何を買うんですか。

○溝手宣良委員長 教育総務課長。

○藤原直樹教育総務課長 萱野委員の御質問にお答えいたします。

現在使っております教育長車、かなりの年数を経過しております。今使っている教育長車につきましては、リース契約をしているということなんですけれども、もう耐用年数をかなり経過をいた

しておりますので、今回買い換えの費用を計上するというものでございます。

具体的な車種名が、具体的にはこういった車両を買おうというのは、今のところ考えておりますけれども、いわゆるセダントypeのものではなくて、もう少しコンパクトタイプのもので使い勝手のいいものということで、教育長とも御相談をさせていただいて、決定をしております。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 萱野委員。

○萱野哲也委員 車種を聞いたのは、具体的な数字がここまで挙がってるんで、1,000円単位まで挙がってるんで、いやもう具体的に決まってるんだろうなと思って。この購入方法、例えば議長車や市長車は債務負担行為を組んでますよね、債務負担行為でリース契約なんですけど、今回教育長車に関しては250万円程度だったらさほどいい車ではないなと、なろうと思ってて、そういうふうなんも検討して、ここを一括で上げてきたのか、今後の見通し、債務負担行為ではなくて、こういうふうな形で購入するという手法、何でこうなったのかというのをちょっとお尋ねいたしますけど。

○溝手宣良委員長 教育総務課長。

○藤原直樹教育総務課長 萱野委員の再度の御質問にお答えいたします。

今回の教育長車の更新に当たりまして、リースでいくのか、それから購入するのかという両方の面で検討させていただいたところでございます。今回購入しようと思ってる公用車につきましては、コンパクトでいい車を購入しようと思っておりますけれども、今までも15年以上使ってきたということがございます。同じように15年以上使うという想定でいきますと、リース契約をするよりも一括でもう買ってしまうというほうがコスト的には、単年度で見ますと経費がかかりますけれども、15年とかというスパンで見るとそちらのほうが割安になるということで、備品購入費で計上させていただきます。

以上です。

(「分かりました」と呼ぶ者あり)

○溝手宣良委員長 他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○溝手宣良委員長 ないようでありますので、この際しばらく休憩をいたします。

この際、私より申し上げます。

以後の審査に関係のない説明員の方は、ここで御退席を願います。

休憩 午後4時7分

再開 午後4時8分

○溝手宣良委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第10款教育費、第5項社会教育費及び第6項保健体育費並びに第12款公債費のうち、本分科会の担当する部分の審査に入ります。

それでは、当局の説明を求めます。

生涯学習課長。

○小原 純生涯学習課長 それでは、社会教育費から御説明をいたしますので、予算書194、195ページをお開きください。

第10款教育費、第5項社会教育費、第1目社会教育総務費でございますが、この費目は社会教育事業としての二十歳の集い、ふれあいウオークラリー、学びの教室などの事業実施に係る経費や社会教育施設の維持管理費などを計上いたしております。

まず、第1節報酬から第4節共済費までは、職員17名のほか、社会教育指導員1名、社会教育委員10名の人件費でございます。第7節報償費は、二十歳の集い開催に伴う二十歳の方々への記念品代や子ども教室のスタッフ謝礼、学びの教室の指導員謝礼などでございます。第8節旅費は、会計年度任用職員の通勤手当でございます。第12節委託料は、水辺の教室ときよね夢てらすの指定管理委託料が主なものでございます。

予算書196、197ページをお開きいただきまして、第18節負担金、補助及び交付金は、子ども会連合会、婦人協議会など、社会教育団体に対する補助金で、説明欄に記載のとおりでございます。

○溝手宣良委員長 文化芸術課長。

○岡本紀子文化芸術課長 続きまして、第2目文化振興費について御説明いたします。

この費目は、文化の振興を図るために各種事業を行うための経費でございます。

まず、第1節報酬から第4節共済費につきましては、総社吉備路文化館館長及び会計年度任用職員に係る人件費でございます。第7節報償費につきましては、総社市文学選奨の審査員謝礼が主なものでございます。第8節旅費につきましては、吉備路文化館館長及び会計年度任用職員の通勤手当相当分が主なものでございます。第10節需用費につきましては、総社吉備路文化館及び雪舟生誕地公園の光熱水費及び吉備路文化館の照明器具LED化修繕が主なものでございます。第11節役務費及び第12節委託料につきましては、総社吉備路文化館と雪舟生誕地公園の維持管理及び運営に係る費用でございまして、198ページ、199ページをお開きいただきまして、委託料の説明欄三つ目の雪舟生誕地公園イベント実施委託料と、その下の市民大学講座委託料が主なものでございます。第18節負担金、補助及び交付金につきましては、説明欄三つ目の文化振興財団運営補助金とその三つ下、文化振興事業共催負担金、一番下のくらしき作陽大学との包括協定事業である第九コンサートへの負担金が主なものでございます。

○溝手宣良委員長 生涯学習課長。

○小原 純生涯学習課長 次に、第3目青少年育成センター費でございます。

この費目は、青少年育成センターの補導活動や相談事業に係る経費でございます。育成センター職員4名と補導員17名分の人件費や関係団体への負担金が主なもので、説明欄に記載のとおりでございます。

次に、第4目視聴覚ライブラリー費でございますが、この費目は視聴覚教育を推進するための経

費で、第17節備品購入費は啓発用DVDの購入費でございます。

次に、第5目教育集会所費でございます。この費目は、中原会館と長良文化センターの管理運営に係る経費で、館長と事務補助職員の人件費、また各種講座の講師謝礼、施設の維持管理経費などでございます。

予算書200、201ページを御覧ください。

次に、第6目公民館費でございます。

この費目は、中央公民館と五つの地区館、21の分館の管理運営に係る経費でございます。

まず、第1節報酬から第4節共済費までは、一般職員6名のほか公民館長、分館運営委員、運営審議会委員、会計年度任用職員に係る人件費でございます。第7節報償費は、各公民館で開催しております各種講座の講師謝礼、第8節旅費は、会計年度任用職員の通勤手当でございます。第10節需用費は、公民館、分館の光熱水費や修繕料でございます。

202、203ページをお開きください。

上段、需用費のうち、令和7年度の特殊事情といたしましては、修繕料が前年度と比べ1億6,000万円ほど増大しておりますところでございます。理由といたしましては、蛍光灯の販売が令和9年度末までで終了されることになっていることから、公民館に関係するほとんどの施設において照明器具をLED化するための修繕費を計上しているところございまして、LED化事業の財源とするための有利な起債の申請期限が令和7年度までとされていることから、令和7年度中に改修しようとするためでございます。次に、第11節役務費は、電話代やインターネットの利用料のほか、消防施設の点検手数料や火災保険料などでございます。第12節委託料は、公民館の清掃、警備、機械器具の保守委託料などで、説明欄に記載のとおりでございます。第13節使用料及び賃借料は、総社分館の土地借上料が主なものでございます。第17節備品購入費は、山手公民館と清音公民館の会議机購入が主なものでございます。第18節負担金、補助及び交付金は、関係団体への負担金などで、説明欄に記載のとおりでございます。

次に、第7目図書館費でございます。

図書館費は、市立図書館の管理運営に係る経費で、第1節報酬から、予算書204、205ページをお開きいただきまして、第4節共済費までは一般職員5名のほか、図書館長、自動車文庫運転手、図書館司書2名、事務補助職員6名及び図書館協議会委員10名の人件費でございます。第7節報償費は、絵本の読み聞かせ、各種講座等の講師謝礼、第8節旅費は会計年度任用職員の通勤手当でございます。第10節需用費は、図書館の光熱水費や修繕料でございますが、修繕料の主なものといたしましては、公民館と同様、図書館におきましては図書館2階書庫及び事務室の照明をLED化しようとするための経費476万8,000円を計上いたしております。第12節委託料は、図書館の清掃、警備、電算機器の保守委託料などで、説明欄に記載のとおりでございます。第13節使用料及び賃借料は、図書館システムの機器借上料やシステムの利用料でございます。第17節備品購入費は、本館や自動車文庫の図書購入費が主なものでございます。第18節負担金、補助及び交付金は、図書館協会

など関係団体への負担金でございます。

○溝手宣良委員長 文化芸術課長。

○岡本紀子文化芸術課長 続きまして、第8目文化センター費について御説明をいたします。

この費目は、総合文化センターの管理運営に係る経費でございます。

まず、第1節報酬から、予算書206、207ページをお開きいただきまして、第8節旅費につきましては、総合文化センター館長及び一般職員3名分の人件費等でございます。第10節需用費及び第11節役務費につきましては、施設の維持管理に必要な経費であり、このうち修繕料につきましては照明器具LED化修繕が主なものとなっております。第12節委託料につきましては、総合文化センターの維持管理及び運営のための経費であり、説明欄に記載のとおりでございます。第13節使用料及び賃借料につきましては、文化センター東側及び川崎公園東側にあります駐車場の土地借り上げ料が主なものでございます。第18節負担金補助及び交付金につきましては、説明欄に記載のとおりでございます。

続きまして、予算書の208、209ページをお開き願います。

第10目勤労青少年ホーム費について御説明いたします。

この費目は、勤労青少年ホームの管理運営に係る経費でございます。

まず、第1節報酬から、次ページ、210、211ページをお開きいただきまして、第8節旅費につきましては、勤労青少年ホーム館長及び会計年度任用職員の人件費等でございます。第10節需用費から第13節使用料及び賃借料につきましては、施設の維持管理運営のための経費でございます。第17節備品購入費につきましては、コンサートマリンバほかの購入費を計上しております。第18節負担金、補助及び交付金については、説明欄に記載のとおりでございます。

○溝手宣良委員長 スポーツ振興課長。

○高谷正樹スポーツ振興課長 続きまして、第6項保健体育費、第1目保健体育総務費につきましては、スポーツ振興全般に係る各種経費と人件費が主なものでございます。

第1節報酬から第4節共済費までと、それから一つ飛びまして第8節旅費につきましては、一般職員、会計年度任用職員、スポーツ推進委員の人件費でございます。第7節報償費は、全国大会等へ出場する選手への激励金、各種行事の謝礼や商品代などでございます。一つ飛びまして、第10節需用費につきましては、市長杯中学校軟式野球大会の実施に係る消耗品や講師等の昼食代が主なものでございます。第11節役務費につきましては、中国地区スポーツ推進員研修会が岡山県で総社市が属する備南地区で開催されるため、地元スポーツ推進協議会として負担するプログラム広告料やスポーツ推進委員の活動等に係る災害保険料でございます。第12節委託料は、スポーツ教室、市民総合スポーツ祭、市長杯卓球大会のスポーツ振興事業に伴う委託費でございます。第18節負担金、補助及び交付金につきましては、スポーツ振興に取り組むそれぞれの団体に対して、事業運営に係る経費や施設使用料などを補助するものでございます。次のページを御覧いただきまして、上から三行目のスポーツ大会開催地負担金は、新年度に開催されるインターハイ、ハンドボール競技に関

する負担金でございます。

続きまして、第2目学校給食費9億680万8,000円につきましては、市内の幼稚園15園、小学校13校、中学校3校及び義務教育学校1校の園児、児童生徒及び教職員など、約7,500人分の給食を提供するための管理運営経費でございます。

このうち主なものですが、第1節報酬から第4節共済費までは、一般職員、会計年度任用職員の人件費及び学校給食運営審議会委員の報酬で、内訳は説明欄に記載のとおりでございます。第8節旅費につきましては、会計年度任用職員の通勤手当が主なものでございます。第10節需用費は、食器用洗剤、薬品等の購入費、ボイラー用LPガス代、電気、水道代、幼稚園、小・中学校等の賄い材料費が主なものでございます。第11節役務費につきましては、便検査及びノロウイルス抗原検査に係る手数料が主なものでございます。第12節委託料につきましては、建物清掃委託料、ごみ処理委託料、排水処理施設の保守点検委託料、給食搬送委託料及び給食補助業務の委託料が主なものでございます。次のページを御覧いただきまして、第13節使用料及び賃借料、第17節備品購入費並びに第18節負担金、補助及び交付金については、説明欄記載のとおりでございます。

第3目体育施設費は、スポーツセンターと七つのスポーツ施設の維持管理に要する経費で、第10節需用費はきびじアリーナをはじめ、施設の照明のLED化を順次行うための費用やテニスコートの計画修繕をはじめ、老朽化している施設の修繕費用が主なものでございます。第11節役務費は、体育施設の予約システムの使用手数料で、第12節委託料のうち設計等委託料は、きびじアリーナ及び武道館の空調設置工事に伴う基本設計、それから実施設計に要する委託料で、リサイクル施設指定管理委託料は令和4年度からスポーツセンター等の指定管理者となっておるファジアーノ岡山・NCPスポーツコンソーシアム総社と、きよね夢てらすへの委託料ときびじアリーナ照明のLED化作業期間における休業補償費用でございます。第13節使用料及び賃借料は、市主催事業による体育施設使用料が主なものでございます。一つ飛びまして、第17節備品購入費は、老朽化している備品の一部更新が主なものでございます。

続きまして、218、219ページをお開きください。

第12款公債費、第1項公債費、第1目元金、第22節償還金、利子及び割引料のうち、本分科会所管の部分は、上から二つ目の災害援護資金貸付金償還金で、市が被災者に災害援護資金を貸し付けるために県から借り受けた原資を県に償還するものでございます。

説明は以上でございます。

○溝手宣良委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

小野委員。

○小野耕作委員 調書の360ページですね。第10款教育費、第6項保健体育費、第3目体育施設費でございます。この中のファジアーノ岡山・NCPスポーツコンソーシアム総社のことでございますが、以前ここが指定管理をしようときに、たしか企業版ふるさと納税を使って施設の維持管理

をしていくと、その分総社市に還元するので、ほかで使ってくださいというところで高得点でファジアーノ岡山・NCPスポーツコンソーシアム総社が指定管理を取ったという経緯があると思いますが、今まで、今の時点でファジアーノ岡山・NCPスポーツコンソーシアム総社が自主財源で維持管理をしてきたということはございますか。

○溝手宣良委員長 スポーツ振興課長。

○高谷正樹スポーツ振興課長 小野委員からの御質問にお答えいたします。

企業版ふるさと納税によるファジアーノ岡山・NCPスポーツコンソーシアム総社の施設修繕、施設改善等につきましては、企業版ふるさと納税を活用したものは現在のところございません。ただし、ファジアーノ岡山・NCPスポーツコンソーシアム総社独自の財源を使った修繕等は別途ございますが、どれだけ積み上がったか、今手元に資料はございません。申し訳ございません。

以上です。

○溝手宣良委員長 それ、後で答弁もらえますか。

じゃあ、すみません、ちょっと調べて、後で答弁願います。それでいいですか、小野委員。

○小野耕作委員 はい。

○溝手宣良委員長 では、他に質疑はございませんか。

村木委員。

○村木理英委員 調書の333ページ、第10款教育費、第5項社会教育費、第2目文化振興費、雪舟公園管理経費、雪舟生誕地公園イベント実施委託料、これはこういったイベントを実施される予定ですか。

○溝手宣良委員長 文化芸術課長。

○岡本紀子文化芸術課長 村木委員からの御質問にお答えいたします。

イベント実施につきましては、今年度も今までも行っております事業を中心に来年度も継続して行おうと考えております。大きなものとしたしましては、雪舟生誕祭と銘打ちましてマルシェ等、皆さんに集っていただけるようなイベント、あと子どもさんに御参加いただけるような運動会や鬼ごっこなどのイベント、またミニコンサートを生誕地公園で今年度も行っておりますが、そのような事業を継続して行うように予定しております。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 村木委員。

○村木理英委員 雪舟生誕地公園のイベントなんですけども、何かもうとにかくやらなきゃいけないと、人集めしなきゃいけないというのが先に来てるように見えてならないわけです。本来の雪舟生誕地公園というものの在り方とか、その辺が全然薄れてきてるような気がするんですけども、コンセプトとして、これどういうことをやりたいということをもう一回確認します。

○溝手宣良委員長 文化芸術課長。

○岡本紀子文化芸術課長 そもそも雪舟生誕地公園は雪舟の顕彰を行う公園ということで設置をさ

れているものと認識をしております。雪舟の今までの功績などの展示もしておりますし、関係するものの展示の入れ替え等も行っておりますが、まず皆様に知っていただく、来ていただくというところにも力を入れて事業を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 村木委員。

○村木理英委員 駐車場の確保とか、いろんな問題があると思うんです、ここは。イベントの規模とか、やっぱりある程度絞っていかないと。この場所でやるとするとですよ。だから、その反省点も踏まえて、例えばどういうイベントをやるであるとか、そのために人気があって、人数がやはり大勢集めたいんだというんであれば駐車場のことなんかも問題になってくると。ということはやっぱり計画立てて問題を改善していくというふうにいかないと、とにかくやっつけ仕事でイベントをやって、ああ、終わった、イベントをやって終わった、何人集まった、ああ、終わったというふうにならないかなと。これはやっぱり経費がかかるわけですから、その辺のところの整合性を取っていただきたいですけども、その辺の考えはないですか。

○溝手宣良委員長 文化芸術課長。

○岡本紀子文化芸術課長 ありがとうございます。

駐車場につきましては、イベントを行うたびに課題になっているところではございます。現在イベントを行う際には、警備を委託をしております、通常の、ミニコンサートのようなイベントであれば雪舟生誕地公園の敷地内に詰めて止めていただく御案内をして、間に合っている状況ではございます。

ただ、大きなイベントになりますと、前川の河川公園でありますとか、あとテクノパークの駐車場をお借りして、テクノパークからバスで送迎を行ったりというところでイベントをしているところでございます。

ただ、今までのこういった活動が広まるといいますか、伝わっているのか、民間からの貸し館という形でのマルシェとかの要望も多数いただいておりますので、雪舟生誕地公園を知っていただくという意味では今まで行ったイベントがそちらに効果があったのかなとは思っております。引き続き、本来の雪舟の生誕地で顕彰するための公園というところも踏まえながら、今後のイベントも検討していきたいと思っております。ありがとうございます。

○溝手宣良委員長 村木委員。

○村木理英委員 係の方を痛めつける気持ちは全くないんです。ないんで、そのことはちょっと十分に御理解をいただきたいんですけども、結局はですね。

ここ、何がやりたいか、さっぱり分からんですね。雪舟生誕地公園を知ってもらいたいんですか。何で、なぜ。雪舟生誕地公園を知らしめるということですか。そのためにイベントをやるということですかというふうに聞こえるんですけど、ごめんなさい。いじめるわけじゃないですからね、苦しいというのは分かりますから。そこの説明はつけられないと思うんですよね、やっぱり。

河川敷に車を止めてもらって、移動するんでしょう。マルシェをするんでしょう。マルシェをするんだったら、別に雪舟生誕地公園でしなくてもいいと思いますけどね、もともとが。だけど、何か知らんけど、雪舟生誕地公園でイベントをやらんと駄目なんですよ、多分。そういう空気が見えますけどね。いたずらに何かイベントを何回も何回もやっとかないと、雪舟生誕地公園を造った意味がないように言われるんですよ。そういうふう聞こえるんですよ、実際。

やっぱり雪舟生誕地公園というのは、総社市民が雪舟というものが生まれたんだということとか、それをどのようにこれから子どもの教育に生かしていくとか、そういうことが見えてこない、雪舟生誕地公園の意義は私はないと思うんですよ、根本的に。そこに立ち返っていただきたいんですけども、実際。すみませんね、何かいじめてみたいですけど。そこら辺のところの考え方はないかということなんですよ、これは。いいですか、答えられますか。

○溝手宣良委員長 文化スポーツ部次長。

○小原 純文化スポーツ部次長 村木委員の御質問にお答えをいたします。

雪舟生誕地公園でございます。完成以来、本当にトラックの運転手がお弁当を食べるであるとか、1日の利用が1人、2人といったことが散見されておりました。この調書の目的にも書いておりますとおり、雪舟を顕彰することはもちろんのこと、地域の方々、また多くの方々に集って交流していただける方も併せて目的として設定をして、今は雪舟に限らず、イベント等にもより人が集まっていたるように努力をしているところでございます。なので、雪舟を見に来ていただける人はもちろん見に来ていただいて、それ以外にも多くの方に集まって交流をしていただくということとを並列的に目標と定めてイベントを開催しているところでございます。

○溝手宣良委員長 村木委員。

○村木理英委員 私の近所では、総社市にずっとおられる方とそれから県外、市外から総社市に移り住んでこられた世代がいるわけなんですよ。総社市に初めて住む方は雪舟を知らないんですよ、もともとが。「ゆきぶね」とか言うんですよ。雪舟くんが走ってるのを見て、「ゆきぶねくん」が走ってるって言ってる。だから、「ゆきぶねくん」というのは、多分市内の道を走るから、なぜか舟なんだろうと、総社市は。高梁川があるからかなとか、なぜ雪なのかなとかね。そういうことが日常の会話なんですよ、これがね。そういう方がマルシェへ行ったら何か遊んで、雪舟というのが総社市で生まれて、世界で認められる画型になったということを知る機会があるのかということです、実際。この赤浜で生まれて、宝福寺で修行して、それで山口県へ行って、中国へ行って勉強したというようなことが、感じられるところがあるのかということです。その中に子どもたちというのは、そういう可能性を秘めているんですよと、総社市からそういう偉人が出てるんですよと、そういうことを感じることもあるのかということです。ちょっと長くなりますけど。

例えば、中央小学校の前身の浅尾小学校というのがあったわけですよ、総社小学校と併合される前にね。そこで、満谷国四郎が小学校に上がるわけですよ。そこで、吉富朝次郎が教員として浅尾小学校に赴任になるわけですよ。これ吉富朝次郎は堀和平の弟子ですよ。その人が浅尾小学校で満谷

国四郎に巡り会って、才能があるから、この総社市というのは雪舟という者が生まれて、中国に勉強に行って、すばらしい画家になったんだよ、君も頑張るなさいという薫陶を受けて、そこから満谷国四郎は児島虎次郎と一緒に大原奨学生となってヨーロッパに勉強に行くんですよ。子どもというのは、そういう才能というか、夢というか、将来があるんですよ。そういう場になればいいのになと私は思うんですけど、マルシェで何か食べて、何かしら遊んで、何か知らんけど狭い公園で、何か知らんけど駐車場も遠くて、何か疲れたけど、まああんなもなかなかみたいな、で「ゆきぶねくん」が走ってるという感じなん。そこをきちんとやっぱり整理する必要があるんじゃないかと、これを申し上げてるわけです。御理解いただけますか。

○溝手宣良委員長 文化スポーツ部次長。

○小原 純文化スポーツ部次長 村木委員の御質問にお答えいたします。

確かに市外の方から雪舟くんの知名度が低いというのは大変残念なことでございます。雪舟生誕地公園にもその足跡をたどることができるコーナー等も設けておりますので、マルシェに来た際にそこも見ていただいてということも考えつつ、もっと知名度アップに努力してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○溝手宣良委員長 村木委員。

○村木理英委員 やることはいっぱいあると思います。雪舟生誕地公園に携わる以上はですね。だから、やっぱり総社市民は雪舟さんなんですよ、雪舟のことを言うのであれば。雪舟くんじゃないんですよ。そこをきちんとやっぱり整理をしていただきたい。

終わります。

○溝手宣良委員長 今の御答弁いただけますでしょうか。

教育長。

○久山延司教育長 ありがとうございます。

子どもへの教育に雪舟生誕地公園をどう生かしていくかということで、できたときから、4年生でふるさと探訪というのがあります。市内のいろんなところを回るわけですけどね。そういう中にあそこを入れて、雪舟について学習させるということを積極的にしてくれということを校長会でもお話をしています。全部の学校が行ってるわけじゃないんですが、何校かは行くようになっております。

限られた時間なので、これ歴史、文化ということもありますが、産業ということもふるさと探訪には入ってますから、かなり選択肢が広くて、選んでいくような形になりますが、積極的にこれからも雪舟生誕地公園に行くように指導してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○溝手宣良委員長 他に質疑はありませんか。

山名副委員長。

○山名正晃委員 雪舟生誕地公園のことにに関して、私もちょっと一つなんですけど、このイベント

ですね。先ほど村木委員も言われましたけど、雪舟のことにに関してなんですが、イベント自体はあまり雪舟に関係ないのが本当に多くて、ちょっと私ごとなんですけども、うちの子ども、じゃあ何で雪舟生誕地公園でやるイベントへ行くかといったら、実は違うんです、雪舟が好きなんです。それは、ちょっとNHKである雪舟の作品を基にした歌というのがありまして、そういうのを見て、山水長巻を基にした歌というのがあるんですけども、それをやって、雪舟って総社市なん、ええ、そうだったん、ということを知ったんですね、雪舟生誕地公園があるということで。それで、うちの子というのは、実はそこでやってるイベントよりは雪舟生誕地公園に行きたいと言うんです。やっぱりそれは知ってるからなんです。そういうのがイベントの中で全然絡まってないんですよ。

そこでハンドボールをやったりですね。マルシェでも雪舟生誕祭とかはいいんですよ。いいんですけども、やっぱり市が主体としてやっている、これイベント委託なんで、それは委託をすることもあると思うんですけども、やはりそれを絡めないで、あそこで音楽をただやってるだけといったらあまり意味がなくて、むしろ来た人にこういう公園なんですよというアピールをしないといけない。そうすればどんどんそこが知れるんですけども、別に何も持って帰るものもないので、行ったイベントに関しては大体そうです。ただただあの場所でやってるというだけ、じゃあその場所がどういうところなんですかということも絡めていかないといけないと思うんで、ちょっとイベントの在り方、委託先でもそうですけど、自主的なものもあると思うんですけども、もうちょっとそこら辺を考え直していただきたいなというふうには私は思います。

○溝手宣良委員長 文化芸術課長。

○岡本紀子文化芸術課長 山名副委員長の御質問にお答えいたします。

確かにイベントありきというところ、人集めのほうにちょっと注視し過ぎた部分はあったのかもしれないと反省しております。今後のイベントにつきましては、雪舟生誕地公園とする意義というところをしっかりと考えて、雪舟さんの顕彰につながるような内容も踏まえて行っていきたいと思っております。

1点、夏休み子ども水墨画展というのも文化芸術課ではやっておりまして、そちらについては雪舟生誕地公園のほうで表彰式も行ったり、展示もさせていただいたりしております。そういった水墨画に触れる機会というのも生誕地公園でのイベントで行っていただけらなと考えております。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 他に質疑はございませんか。

頓宮委員。

○頓宮美津子委員 調書の347ページ、予算書では204から207ページになってますけれども、第10款教育費、第5項社会教育費、第8目文化センター費、文化センター管理経費ですけども、この修繕料のことにに関してです。総合文化センターの周りの鎖でつながっているポールが図書館側の一方通行の通りにあるものが傾いていて、本当に車で通ったら気がつかなかったら事故になってた

ぐらい傾いていたことがありました。ちょうど月曜日だったので文化センターに誰もおられなかったから、生涯学習課の方に伺ったんですけど、ゆらゆらしていたので小っちゃな石を詰めてたんですけど、通るたびに何かちょっと気になるので見たらそれとは別に石の塔があって、それをよく見るとそのポールよりも危ないんですね。ちょっと押しただけでふわってなっていて、ちょっと頭を触っただけでもゆらゆら。例えばイルミネーションのときなど人が多く来たときに、小さな子どもが当たってあれが倒れてきたら大けがするなと思って、いっぱい立ってるのをよく見るとみんなゆらゆらしてるんですね。なので、事故になってはいけない、そろそろ限界なのかなと思うんですけど、それお気づきですか。文化センター長にはお伝えしました。ぜひこの修繕料に入れていただけないかなと思うんですが。

○溝手宣良委員長 文化芸術課長。

○岡本紀子文化芸術課長 頼宮委員の御質問でございます。

ポールが曲がっていたりというところも、把握はしておりますので、至急対応していきたいと考えます。ありがとうございます。

○溝手宣良委員長 他に質疑がありますか。

仁熊委員。

○仁熊 進委員 調書の332ページ、第10款教育費、第5項社会教育費、第2目文化振興費、総社吉備路文化館管理経費です。ここで今回の修繕費の中にLED化というところで1,000万円を超える修繕費が含まれております。1,180万円です。これ吉備路文化館も雪舟生誕地公園もそう変わらんかなという、何の思いで今ここにあるのかなという僕は思いがあります。はっきり言って県からのお荷物を引き受けて、そのままだに手放せない状態かなと思います。昭和49年の建築で、設備が老朽化をしている、これに1,180万円のLED化をかけて、LED化のために費用をかけて、これを今後どうしていくつもりなのか、その長いスパンで見て、本当にこれ続けていくのか、もうこれスクラップ・アンド・ビルドという形でやめていくのか、はっきり言って吉備路文化館がなくて困る人はいないと思うんですよ。でも、これ効果があるんなら、どんな効果があるのか、そして1,180万円をかける意味、それから今後の見通し等があれば教えてください。

○溝手宣良委員長 文化芸術課長。

○岡本紀子文化芸術課長 仁熊委員の御質問でございます。

吉備路文化館のLED化につきましては、他の施設と同様にやはり令和7年度中にということで今回計上をさせていただいているところであります。

美術館でありますので、照明器具が多数ございますので、そちらのほうで高額な修繕費用になっているというところがございます。企画展を通年でいろいろ企画をしてやっているところですし、入館者数も大幅に増えているとは言い難い状況ではありますが、皆さんに親しんでいただいている文化館ではあると思っております。

今後につきまして、ちょっと今の段階ではすぐに私の立場ではお返事ができないんですけど

も、美術博物館の検討もまだできていないところでもございますし、今後もまた継続して吉備路文化館のほう、維持管理していきたいとは考えております。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 仁熊委員。

○仁熊 進委員 お答えありがとうございます。

ただ、これたくさんの方々喜んでここに足を運ばれているとは思いません。ごく一部の、はっきり言ってこの絵が好きだとかという方は足を運ばれているのかもしれませんが。しかし、これが多くの多数の皆様のためになっているとは思えないんですね。その中で、これ市長も作山古墳の発掘に向けて調査して、将来的には博物館を造っていくんだと息巻いてます。これに対して、今ははっきり言って1,180万円無駄になりませんかというところを言いたいんですね。これ税金ですよ。この吉備路文化館に1,180万円の税金をかける価値があるのかなかというところを知りたいんですね。

それから、先ほども言いましたけども、昭和49年の築です。この昭和49年の築、いつまでもたせるつもりなのか、これは将来的には改修、改築しなければいけないんじゃないですか。じゃあ今回の1,180万円はどうなんですかというところをお伺いしたいんですけど。

○溝手宣良委員長 文化スポーツ部次長。

○小原 純文化スポーツ部次長 仁熊委員からの御質問でございます。

公共施設の建て替えにつきましては、この吉備路文化館に限らず全公共施設については整備計画というのがございまして、その中で何年に建て替えであるとか、何年に大規模改修とかというのを決めていくんでございますが、現時点は新庁舎を目指してきておりましたので、その何年建て替えというのが示されておられません。

位置づけとしましては、建て替えによらず修繕により長寿命化をしていくことと位置づけられておりまして、このLED化をしなかった場合、令和9年までには蛍光灯がなくなる、そうすれば照明器具自体もなくなるということで位置づけられております。建て替えによらず、修繕で長寿命化を図るというところに載っております。先ほど申しましたこの吉備路文化館に限らず、公民館もLED化を令和7年で進めていくという計画といたしました。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 仁熊委員。

○仁熊 進委員 次長の的確なお答え、ありがとうございます。

しかしながら、どうも解せないのは、それは要は市役所の都合なんですよ。今、新庁舎の建て替えでほかのものの施設について計画できていない、それから今の吉備路文化館についても計画ができていない、計画ができていないけども、LEDだけはつけてしっかりと皆さんに見てもらう、その見ってもらう皆さんの数は限られているとしか思えないんですよ。これは早急に市の中で協議しなければいけないし、私たち学校プールのことを一生懸命協議してますけども、プール、水が漏れ

出して手を当てるのと同じで、それでいいんですかという話なんです。いずれは使えなくなってくる。もう早急にこれはしてもらいたいし、早急に考えを持って、この要らない経費をかけなくて済むように調整をしていてもらいたいと思います。よろしくお願いいたします。

○溝手宣良委員長 文化スポーツ部次長。

○小原 純文化スポーツ部次長 仁熊委員の再度の御質問でございます。

言われるとおり、費用対効果を考えますと、入場者数と比較して、この施設のLED化が有効なのかというところもございます。予算のほうは計上いたしておりますが、収蔵庫であるとか、展示のフロアであるとか、公民館でも言えるんですけども、本当に必要なところにもう一度練り直して、計上はいたしておりますが、全額を使うのではなく、必要なところ、必要なところから修繕してまいりたいと考えます。

（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

○溝手宣良委員長 他に質疑はありますか。

山名副委員長。

○山名正晃委員 調書の341ページ、第10款教育費、第5項社会教育費、第6目公民館費、山手公民館管理運営経費に関してです。すみません、僕が見落としていたら御指摘をお願いします。

令和6年度のときは、ここ公民館長報酬が入ってるんですけども、令和7年度は公民館長報酬が入っていないんです。何か兼務をされるのでしょうか、それとも先ほどあったように、再任用職員が担当するから館長はないんですとか、そういうのがあるのでしょうか。

○溝手宣良委員長 生涯学習課長。

○小原 純生涯学習課長 山名副委員長からの御質問でございます。

山手公民館につきましては、令和6年度から再任用職員の館長が着任をしておりますので、会計年度の報酬に寄らず支払いをしているところでございます。

○溝手宣良委員長 山名副委員長。

○山名正晃委員 それでは、続いてなんですけど、343ページの第10款教育費、第5項社会教育費、第7目図書館費、図書館管理運営経費、館長なんですけど、先ほどの山手公民館長はもう不用ということで、そういうのがありましたけども、図書館長報酬がまだ計上されておるんですけど、この図書館長、いつも毎度毎度話題になると思うんですけども、これもう何年いなくて、それでまた探しているのかというのは、現状はいかがですか。

○溝手宣良委員長 生涯学習課長。

○小原 純生涯学習課長 山名副委員長からの御質問でございます。

図書館長の兼務で勤めておりますのが、たしか平成30年度からとなるかと思います。質の高い運営を行いますことを目指して専任の館長を探しているところですが、なかなかふさわしい方が配置できていない状況でございます。引き続き予算計上しているのはなぜかというところでございますが、以前この委員会からも職員をもって充ててはどうかという御意見をいただきましたが、知見の

高い方を配置したいというところでいろいろお声かけはしているところでございます。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 山名副委員長。

○山名正晃委員 その状況で、まだ7年間もずっと決まってない状況があるんですけども、その状態を、これいつも毎度毎度この話題が出て、何か笑いのようになるんですけども、実はこれ全然笑えない状況になってきてるなというのは感じてるんです。

先ほどあったように、公民館長を再任用職員で充ててるところもあれば、これ公民館の館長も充ててなくて、見識の高い方にできればなってほしいという思いがあるのであれば、しっかりちゃんと探さなければならないと思います。それはもう声かけです。どれぐらいの頻度でされてるのか分からないんですけども、これもう毎年毎年ここに計上されていること自体が、ちょっともう疑問を生じせざるを得ないというふうに思います。もうこれ本当に考えてるのであれば、これは予算としてはそうだなと思いますけども、本気で考えられていますか。

○溝手宣良委員長 生涯学習課長。

○小原 純生涯学習課長 山名委員の再度の御質問でございます。

もうおっしゃるとおり、7年も8年も、確かに私も兼務を受けながら十分な仕事できてないことは認識をしておりますし、それでも頑張って図書館のほうにも足を運んで、施設管理から運営のほうも見ております。言われるとおり職員OB等で充てることも可能ではございますが、人事担当のほうとも協議をしまして、再来年度以降の予算のほうにも検討を加えてまいりたいと思います。

○溝手宣良委員長 他に質疑はありますか。

萱野委員。

○萱野哲也委員 調書の357ページです。

第10款教育費、第6項保健体育費、第1目保健体育総務費の中で市長杯中学校軟式野球大会の経費が挙がってます。これ目的は何なんでしょうか。この中で基本目標、誰もが安心して学びたい総社、学びたい総社市にしましょうよということで、本当に小さなことで申し訳ないんですけど、これ何の大会なのかなと、ある保護者から御相談を受けたことがあって。野球だけのことになってくるんですけど、市長杯ハンドボール大会とかないし、サッカー大会もない、野球だけなんですけど、この大会って夏の大きな大会が終わった後の大会なんですよ、公式戦で。うちも息子が二人いまして、野球部で、レギュラーじゃない保護者の方も一緒に夏の暑い中を応援して、それで補欠の子も一緒に応援して、泣いて、勝って笑って、そんな大会で夏が終わったんです。終わって、本当にいい思い出で、その後の部活最後の大会なんです。

そこで、やっぱりこれもう顧問の考え方なのかもしれませんが、この大会って勝利至上主義の大会であっちゃならないと思うんですよ。市長が言う、僕は野球部で補欠だったんだって。もう少ししたら中学校3年生は卒業式で、皆さんも胸一杯になると思うんですけども、この大会は生徒たち、今まで応援してきた補欠だった生徒たちを出してやる大会じゃないと駄目だと思うんで

すよ。それは部活の顧問の考えもあるかもしれません。だけど、勝利至上主義でここまで先生が本気でなるかと。この辺で言えば総社西中学校と総社東中学校が生徒数が多くて部活のレギュラーに入れない3年生もいる中で、せめてそこぐらいは出してやってほしいなど。それはもうここまで小さなことを言うことじゃないかもしれませんが、でもそれって本当にこれから中学3年生が卒業式を迎えて、ああ、野球部でよかったなって、保護者はもう卒業式に来て、ああ、うちの子のいい姿が見れてよかったなって思える大会であるのが、僕は市長杯だと思うんですよ。久山教育長も野球部の顧問をずっとされていて、保護者とのそういうふうな思いやなんかも踏まえながら教員をやっていたと思いますけど、これはやっぱり私もいろんな思いがあって、市長杯って何なの萱野さん、市長に言ってみてよという保護者もおられて、おっしゃるとおりだと思うんで、小さなことなんですけど、市長杯というのは思い出ある大会にさせていただくという大会であることを前提にして、顧問に直接そんな言う権限はないかもしれませんが、そういうことを踏まえた大会運営を行っていただきたいと思うんです。私の考えはいかがでしょうか。

○溝手宣良委員長 教育長。

○久山延司教育長 この野球だけ市長杯ということですね。競技によってもものすごく違うんですね、大会の在り方が。例えばサッカーなんかでしたら、山陽新聞社ですかね、3年生はクラブチームとそれから学校の部活動とどっちも出れるようなのがあって、県大会はもう9月ぐらいまでで、その頃になって3年生が残ってるというようなところもありますし、卓球なんかでも大勢の試合があったりして、いろいろ競技によって違います。

野球をここでしている意味というのは、萱野委員がおっしゃったような意味もちろんあると思います。それから、チームとして、例えば県大会に出られなかった、とにかく最後1勝はさせてやりたいというような、そういうチームとしての、監督といいますか教員の思いもあると思います。いろんな思いで、それまでの大きい大会とは違う思いで子どもたちも、それから教員も臨んでいるものだと思います。誰もが学びたくなる、学びにつながる、心に残る、どういう形であってもやっぱり心に残る大きい大会の思い出とは違う思い出をここでつくれるような大会になるように、校長を通じて話をしていきたいというふうに思います。

以上です。

○溝手宣良委員長 他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○溝手宣良委員長 では、ないようでありますので、この際しばらく休憩をいたします。

この際、私より申し上げます。

以後の審査に関係のない説明員の方はここで退席願います。

再開、17時15分再開にします。

休憩 午後5時6分

再開 午後5時14分

○溝手宣良委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

スポーツ振興課長。

○高谷正樹スポーツ振興課長 少し前、小野委員から御質問いただきましたことに関連しまして、ファジアーノ岡山・NCPスポーツコンソーシアム総社による独自の修繕について、資料をお持ちしました。

令和5年度の実績という形になりますけれども、総額で703万円余りという金額で独自修繕をしていただいているところでございます。修繕のそれぞれの金額が基本50万円未満というものになっておりますので、もろもろ細かく読み上げるのも申し訳ありませんので、総額では700万円余りという形になっております。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 小野委員からそのことについて質問がありますか。

小野委員。

○小野耕作委員 これ去年も僕同じような質問をさせていただいて、そのときの答弁はたしかないというような感じの答弁をいただいたと思うんですが、令和5年度に703万円あったということですね。はい、分かりました。承知いたしました。

○溝手宣良委員長 では、以上のことについては、もうこれでほかの方からも質疑はないですね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○溝手宣良委員長 はい、承知いたしました。

では次に、歳入、債務負担行為及び地方債のうち、本分科会の担当する部分の審査に入ります。

それでは、当局の説明を求めます。

財政課長。

○岡 真里財政課長 歳入のうち本分科会の所管に属する主なものについて御説明いたします。

予算書の36、37ページを御覧ください。

第13款分担金及び負担金、第2項負担金につきましては、全て本分科会の所管に属するもので、養護老人ホームの利用料や保育所保育料など、本人または扶養義務者負担分でございます。

38、39ページをお開きください。

第14款使用料及び手数料、第1項使用料のうち、本分科会の所管に属するものは、第3目民生使用料と第10目教育使用料で、各施設や電柱敷の使用料などでございます。

40、41ページをお開きください。

同款第2項手数料のうち、本分科会の所管に属する主なものは、第3目民生手数料と42、43ページをお開きいただきまして、第10目教育手数料で、各種証明や督促などに係る手数料でございます。

44、45ページをお開きください。

第15款国庫支出金、第1項国庫負担金につきましては、全て本分科会の所管に属するもので、各

事業に係る国からの負担金でございます。

同款第2項国庫補助金では、第3目民生費国庫補助金の全て、46、47ページをお開きいただきまして、第4目衛生費国庫補助金、第1節保健衛生費補助金のうち、説明欄の感染症予防事業費等補助金、新型コロナ定期接種ワクチン確保事業補助金、妊婦のための支援給付交付金、母子保健衛生費国庫補助金と第10目教育費国庫補助金のうち、第5節社会教育費補助金を除く全てが本分科会の所管に属するもので、各事業に対する国からの財源でございます。

同款第3項委託金につきましては、第3目民生費委託金の全てが本分科会の所管に属するもので、国民年金事務など国からの委託事業に係る委託金でございます。

48、49ページをお開きください。

第16款県支出金、第1項県負担金につきましては、第3目民生費県負担金から第10目教育費県負担金までの全てが本分科会の所管に属するもので、各事業に対する県負担分でございます。

続きまして、同款第2項県補助金、第3目民生費県補助金、第1節社会福祉費補助金のうち、主なものは障害者医療費補助金や重層的支援体制整備事業交付金などで、説明欄に記載のとおりでございます。そして、第2節児童福祉費補助金の全て、50、51ページをお開きいただきまして、第4節災害救助費補助金のうち、災害弔慰金補助金と災害援護資金貸付金利子補給補助金も本分科会の所管に属するもので、県からの補助金でございます。

次に、第4目衛生費県補助金、第1節保健衛生費補助金は、1行目の予防接種事故対策費補助金、その下、健康増進事業補助金、4行目の地域自殺対策強化事業費補助金、岡山県骨髄・末梢血幹細胞ドナー助成費補助金、岡山県アピアランスケア助成事業補助金が本分科会の所管に属する県からの補助金でございます。

52、53ページをお開きください。

第10目教育費県補助金は、全て本分科会の所管に属するもので、説明欄に記載のとおり各事業に対する県からの補助金でございます。

同款、第3項委託金では、第3目民生費委託金及び第10目教育費委託金が本分科会の所管に属するもので、県の委託事業に係る委託金でございます。

少し飛びまして、58、59ページをお開きください。

第18款寄附金、第1項寄附金、第3目民生費寄附金につきましては、使途が子育て支援、ヤングケアラーに係る事業に指定された寄附金でございます。

第10目教育費寄附金につきましては、山本啓典氏及び紀久子氏からの寄附金でございます。

60、61ページをお開きください。

第19款繰入金、第1項特別会計繰入金は、介護保険特別会計での事業を重層的支援体制整備事業として一般会計で実施するに当たり、その事業費を特別会計から一般会計へ繰り入れるものでございます。

同款、第2項基金繰入金のうち、本分科会の所管に属するものは、第5目いきいき福祉基金繰入

金、第6目子育て王国そうじゃ基金繰入金、第12目教育施設整備事業等基金繰入金から第23目高木聖鶴・聖雨基金繰入金まで、第38目ひとり親家庭福祉井頭基金繰入金から第41目高齢者等福祉事業矢吹基金繰入金まででございまして、各事業の財源とするため、それぞれの額を繰り入れるものでございます。

64、65ページをお開きください。

第21款諸収入、第3項貸付金元利収入のうち、本分科会の所管に属するものは第2目老人居室等整備資金貸付金元利収入、第9目地域総合整備資金貸付金元利収入、第13目災害援護資金貸付金元利収入で、各貸付金の元利収入でございます。

同款、第5項雑入、第4目雑入、第1節実費徴収金は、全て本分科会の所管に属するもので、主には給食費実費徴収金でございます。

66、67ページをお開きください。第4節雑入のうち、本分科会の所管に属する主なものは、岡山県後期高齢者医療広域連合派遣職員負担金、後期高齢者保健事業補助金、健康インセンティブ事業参加費、後期高齢者医療制度長寿・健康増進事業補助金、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業委託料、それから一番下のその他雑入1,148万5,000円のうち、259万7,000円で実習生の受け入れに伴う負担金などでございます。

70、71ページをお開きください。

第22款市債、第1項市債のうち、本分科会の所管に属するものは第3目民生債の全て、そして第10目教育債のうち文化施設整備事業債7,590万円のうち、670万円を除く全てで、小・中学校、公民館等のLED化ときびじアリーナ等の空調整備のための財源を確保するものでございます。

続きまして、第2条債務負担行為について御説明いたしますので、予算書の6ページにお戻りください。

第2表債務負担行為のうち、本分科会の所管に属するものは、上から10行目の緊急通報装置整備事業委託から、7ページに移りまして上から6行目、健康インセンティブ事業運営委託（令和8年度実施分）まで及び、下から4行目の奨学金給付事業（令和7年度選考分）から一番下のきよね夢てらす管理運営委託までが本分科会の所管に属するもので、指定管理者の更新、クーポン券や商品券の引換期間が翌年度に及ぶもの、あるいは前年度から準備必要があるなどの理由により実施に複数年を要することから、いずれも記載のとおり期間及び限度額を定めて債務負担行為を設定するものでございます。

続きまして、第3条地方債について御説明いたしますので、8ページをお開きください。

第3表地方債のうち、本分科会の所管に属するものは、上から二つ目の老人福祉施設整備事業から四つ目の児童福祉施設整備事業及び、下から七つ目の小学校施設整備事業から公民館整備事業まで、その下の文化施設整備事業7,590万円のうち6,920万円と、その下の図書館整備事業から一番下の体育施設整備事業までの10事業で、先ほど歳入の記載で御説明いたしました地方債について、借入限度額、起債の方法、利率、償還の方法をそれぞれ記載のとおり定めようとするものでござい

す。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

萱野委員。

○萱野哲也委員 6ページの債務負担行為の都市児童健全育成事業ということで、各学校、令和8年度から令和12年度までということで債務負担行為を組まれてます。これの限度額の根拠を教えてください。これは、今指定管理に出している、指定管理なんで、どこが手を挙げてくるか分かりませんが、そこに出す前提でのこういうふうな限度額になってるんでしょうか、お尋ねいたします。

○溝手宣良委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 萱野委員の御質問にお答えします。

こちらの金額は令和7年度の国の補助金額を基に1年間の金額を出して、それを根拠として算定しております。

以上です。

○溝手宣良委員長 萱野委員。

○萱野哲也委員 だったら、これもうどこがやってもこの数字ということになってくるんですか。別に今の指定管理の委託先でなくとも、これはもう基本で、指定管理の委託が来年度で更新ですか、そのときどこが手を挙げててもこういった数字になってくるというお考えでいいですか。

○溝手宣良委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 萱野委員の再度の御質問にお答えします。

契約はどういう形になるか分かりませんが、この金額内の運営補助金での形で運営をしていこうと思っております。

以上です。

○溝手宣良委員長 萱野委員。

○萱野哲也委員 では、まだ指定管理の議案は出てないんですけども、この予算書というのはもうそういう指定管理を前提とした考えでいいんですか。

○溝手宣良委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 萱野委員の再度の御質問にお答えいたします。

まだ、令和8年度からどういう形で運営をしていこうかというのは決まっておりませんので、今ここで債務負担行為ということで、今年の令和7年度の計上をベースとしてやっておりますが、もちろん違う契約になった場合には、それに合わせた補正予算なり調整していきたいと思っております。

以上です。

（「終わります」と呼ぶ者あり）

○溝手宣良委員長 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○溝手宣良委員長 ないようでありますので、全体を通じて質疑漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○溝手宣良委員長 ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、本件のうち本分科会に分担された部分についての取りまとめをいたしたいと思います。

念のため申し上げます。

分科会でありますので、本件に対する討論、採決はできませんが、取りまとめの方法としてお諮りいたします。

本件のうち本分科会の担当する部分については、可決すべきであると取りまとめることに御異議ありませんか。

村木委員。

○村木理英委員 そうじゃ吉備路マラソンについて、何らかの附帯をつけるであるとか、そのことの意見の聴取をお願いします。

○溝手宣良委員長 御異議があるということで、異議の内容について御発言は今いただいたわけですね。御異議がありますので、村木委員から発言がありましたそうじゃ吉備路マラソンのことについて御発言を願います。

村木委員。

○村木理英委員 確認の意味で申し上げますが、副市長から答弁をいただきました。その副市長の答弁をそのまま委員会として認めるという方向にするのか、やはり申入れを一言入れるかという観点で委員の皆さんの御意見を聴取してください。

○溝手宣良委員長 暫時休憩します。

休憩 午後 5 時32分

再開 午後 5 時38分

○溝手宣良委員長 休憩を閉じて会議を開きます。

先ほどのほかに意見はございませんか。

山名副委員長。

○山名正晃委員 村木委員から附帯決議のお話がありましたが、まずこの全体的なそうじゃ吉備路マラソンの質疑の中でも、こちらの議会事務事業評価の内容は反映させていくというような発言もありました。また、これが4月以降も吉備路マラソンの実行委員会に対して、当局として、事務局として、それをまとめてそれを出す、それを諮った上での判断になるということですので、まずはもうそれは副市長を含め担当課長からもそのお話は強い意志を感じましたので、これは附帯決議を

つけなくてもよいのかなというふうに私は判断しております。

以上です。

○溝手宣良委員長 それでは、今発言がありました。

取りまとめとして、それでは附帯決議をつけたほうがいいという意見もありましたが、副市長の強い意思表示と申しますか、力強い御答弁もありましたから、附帯決議をつけなくても、まずはそれを見守るべきという……。

すみません、ちょっと休憩します。

休憩 午後 5 時40分

再開 午後 5 時40分

○溝手宣良委員長 休憩を閉じて会議を開きます。

それでは、御異議がありましたので、そのことを含めて18日に開催が予定されております一般会計予算審査特別委員会に本分科会の状況を報告させていただきます。

以上で、本分科会を閉会いたします。

閉会 午後 5 時41分